

三〇 行路病人及亡人

昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	行路病人			行路死亡人			
			救護者	救護中死亡	年末現在	總數	病死	變死	金額
七四七	二四七	一七	三七七	一三八	一、三七一	二二	一〇七	三五五	一三七
					八五二	五四二	三四	三	三〇

本表ハ縣費ヨリ支辨シタル者ノミヲ掲ゲタリ

三一 釋放者保護

昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	年末現在		直接保護 人員	資 度 在 末 產	本 年 度 中 支 出 費
			直接保護	間接保護			
八五四	八五四	一一一	四〇六	四〇三	一、五〇〇	二一、〇四四	三、五三三
			三六三	三五八	一、六五〇	一六、七七一	二、三三四
			三九八	三八七	一、七六一	一六、四二六	二、〇九八

三二 日本赤十字社宮崎支部 (年末現在)

昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	社員		社內 婦 人 員	年 際 金	現 住 人 口 千 二 百 員
			總數	特別終身正			
二、六四九	二、〇〇三	二、〇四一	四六八	九、〇一一	一、四二〇	一、〇八八、九九九	二六、二六
			四七四	九、五七三	九七三	六六、五〇三	二五、四八
			四九二	一〇、二二八	七七二	五、二二九	二四、七七

三三 愛國婦人會宮崎縣支部

昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	會 員		贊 助 員	酬 金	既 往 一 年 間 救 護 人 員	救 護 金 額
			總數	維持特別通常				
三、九六二	三、九六二	三、九六二	三、九六二	三、九六二	三〇	五、三七一	三九	四二〇
			三、九六二	三、九六二	一四三	一、五三四	六〇〇	五、九六五
			三、九六二	三、九六二	八七	三、五二五	一、六三九	一八、二一七

(社會事業)

二四 公益質庫

昭和三十二年	昭和三十二年		昭和三十二年		昭和三十二年	總數
	流出	流入	流出	流入		
件數	四、三八一	四、三八一	五、一〇六	五、一〇六	四、〇八七	四、〇八七
金額	一、五、三六五	一、五、三六五	一、六、六五三	一、六、六五三	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇
件數	一、五、二四三	一、五、二四三	三、一七〇	三、一七〇	一、〇七三	一、〇七三
金額	三、八、三三五	三、八、三三五	一、〇、八六八	一、〇、八六八	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
件數	一、五、二四三	一、五、二四三	三、一七〇	三、一七〇	一、〇七三	一、〇七三
金額	三、八、三三五	三、八、三三五	一、〇、八六八	一、〇、八六八	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
件數	一、五、二四三	一、五、二四三	三、一七〇	三、一七〇	一、〇七三	一、〇七三
金額	三、八、三三五	三、八、三三五	一、〇、八六八	一、〇、八六八	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇

昭和三十二年	昭和三十二年		昭和三十二年		昭和三十二年	總數
	流出	流入	流出	流入		
件數	一、四、〇七五	一、四、〇七五	一、四、〇七五	一、四、〇七五	一、四、〇七五	一、四、〇七五
金額	三、四、二〇〇	三、四、二〇〇	三、四、二〇〇	三、四、二〇〇	三、四、二〇〇	三、四、二〇〇
件數	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五
金額	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一
件數	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五	一、三、七二五
金額	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一	三、一、八一一

(社會事業)

衛

生

産婆七百醫者四百

病院縣立の設あり

三五 罹災救助

昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	
二、〇三三	七、八〇六	二、〇三三	總額
七八三	二、〇五五	一、八五五	食料費
二六三	七四二	三九	被服費
二五六	六二〇	一	小屋掛費
一九六	三、九四一	一	就業費
五二	四九	二	學用品費
四八〇	三九	一	其ノ他
一、八二四、一五三	一、七二四、五七五	一、九七一、三八三	年度末基 金現在高

衛

生

産婆七百醫者四百

病院縣立の設あり

二五 罹災救助

昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	總 額	食料費	被服費	小屋掛費	就業費	學用品費	其ノ他	年度末基 金現在高
三、〇三三	七、八〇六	三、三三六	一三、一七五	二、〇五五	七、四三三	六、〇〇〇	三、七四一	四、一三三	三、九一九	一、七二四、五七五
	一、八五五	一、八五五		七、八三三	三、三三三	二、五〇〇	一、一六六	五、六〇〇	四、八〇〇	一、九七一、二八二
										一、八二四、一五三

概 説

醫藥業者

昭和十三年末現在に於ける醫師は三九三人(内女醫一三人)、齒科醫師一三五人(内女齒科醫八人)、藥劑師一一二人(内女藥劑師一人)、藥種商二五三人、製藥者一八人、産婆六五九人、看護婦三七一人にして之れが各一人に對する現住人口の割合は醫師二、二二人、齒科醫師六、四三九人、藥劑師七、七六〇人、産婆一、三一九人に當つてゐる。

傳染病

縣下に發生せる法定傳染病に依る患者數は六六六人(男三四七人、女三一九人)にして内死亡者は二一人(男一〇八人、女一〇五人)である。而して患者數の最も多いのは赤痢の四一三人(男二二〇人、女一九三人)にして、實布埜利亞の一三四人(男六一人、女七三人)之に亞ぎ、腸窒扶斯の九九人(男五四人、女四五人)、猩紅熱の九人(男四人、女五人)、パラチプスの八人(男六人、女二人)、痘瘡二人、流行性腦脊髄膜炎男一人となつてゐる。之等患者の職業別罹病狀況を観ると、赤痢では無業の二三二人(男一二三人、女一〇九人)最も多く、農業の一〇五人(男五〇人、女五五人)之に亞ぎ公務及事由業の三六人(男一八人、女一八人)を多きものとすし、腸窒扶斯に於ては無業の三七人(男一七人、女二〇人)最も多く、農業の二五人(男一四人、女一人)、其他の有業者の一八人(男一人、女八人)之に亞ぎ、實布埜利亞に於ては無業の六九人(男三五人、女三四人)、其の他有業者一(衛生)

四人(男八人、女六人)を其の多きものとす。尙月別に依る罹病者数は赤痢にありては七月の一三〇人、八月の七十七人、六月の七〇人を多きものとすし、腸窒扶斯は七月の二二人、十一月の二二人、實布埜利亞は十一月の二五人、一月の一四人、二月の一三人を其の多きものとす。

二六 病院

病院	收容人員	患者數				入院患者延數	
		前年ヨリ越	本年入院	退院	在院中死亡		
昭和十三年	二四 九三六	一、一二	六、九三七	七、一〇〇	四〇二	五四七	一九八、二四九
昭和十二年	二四 九〇一	八四三	六、五〇〇	五、八五五	三七六	一一三	一八一、三二五
昭和十一年	二六 九三〇	七四〇	七、〇六八	六、六一六	三二九	八六三	一八七、〇一四

×印は傳染病○印は結核病收容定員ヲ示ス

二七 醫師

(衛生)

昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	總數	大學卒業	官公立(指)	外國卒業	試驗及第	奉職履歷	從業開業	限地開業	醫人二付 現住人口
× 三八〇	× 四四一	× 四三六	三八〇	八九	二〇九	一	一七〇	一	一三	二	二、三三二
昭和十二年	昭和十一年	總數	大學卒業	官公立(指)	外國卒業	試驗及第	奉職履歷	從業開業	限地開業	醫人二付 現住人口	
× 四四一	× 四三六	四四一	二〇	三三六	一	二七	一	二四	二	一、九〇〇	
昭和十一年	總數	大學卒業	官公立(指)	外國卒業	試驗及第	奉職履歷	從業開業	限地開業	醫人二付 現住人口		
× 四三六	四三六	二二	三三二	一	七九	二	二	二	一、八八〇		

×印ハ女醫ヲ示ス 次表又同シ

二八 齒科 醫 (○印ハ外國學校卒業)

昭和十三年	總數	指定私立齒科醫學專門學校卒業	試驗及第	診療ニ従事スル齒科醫	齒科醫一人ニ付 現住人口
○ × 一三六 一八	一三六	八二	四四	一三五	六、四三九
昭和十三年	總數	指定私立齒科醫學專門學校卒業	試驗及第	診療ニ従事スル齒科醫	齒科醫一人ニ付 現住人口
○ × 一三六 一八	一三六	八二	四四	一三五	六、四三九

昭和十二年	昭和十一年	總數	官公立(指)	試驗及第	診療ニ従事スル業務ニ	病院其ノ他ノ診療所ニ於テ調劑ニ従事スル調劑師	藥種製業者
× 一三四	× 一三九	一三四	八八	四六	一三四	四九	六、一四七
昭和十二年	昭和十一年	總數	官公立(指)	試驗及第	診療ニ従事スル業務ニ	病院其ノ他ノ診療所ニ於テ調劑ニ従事スル調劑師	藥種製業者
× 一三四	× 一三九	一三四	八八	四六	一三四	四九	六、一四七

二九 藥劑師及藥種商、製業者

昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	總數	官公立(指)	試驗及第(含ム)	市部	町部	村部	病院其ノ他ノ診療所ニ於テ調劑ニ従事スル調劑師	藥種製業者
× 一〇一	× 一〇一	× 一〇一	一〇一	八二	一九	四一	三三	一四	二一	二、五三三
昭和十二年	昭和十一年	總數	官公立(指)	試驗及第(含ム)	市部	町部	村部	病院其ノ他ノ診療所ニ於テ調劑ニ従事スル調劑師	藥種製業者	
× 一〇一	× 一〇一	一〇一	八二	一九	四一	三三	一四	二一	二、五三三	
昭和十一年	總數	官公立(指)	試驗及第(含ム)	市部	町部	村部	病院其ノ他ノ診療所ニ於テ調劑ニ従事スル調劑師	藥種製業者		
× 一〇一	一〇一	八二	一九	四一	三三	一四	二一	二、五三三		

(衛生)

三〇 產婆、看護婦

昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
六五三	六六九	六五九
一三	八六	八六
六二九	六五〇	六五〇
一〇	九三	九三
四〇・三三	四七・二二	二一・九三
四〇・三三	四六・三	三・七
四〇・三三	四六・三	三・七

三一 特種營業者トラホーム檢診成績

昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
一三、二四二	三、四四五	三、四四五
一三七	一五九	一五九
八七二	一三七	一三七
三〇	二八	二八
四三六	七六	一一八
四三三	四三	三三
四三三	四三	三三
六・五八	三・七	四・三

本表ハ各署ニ互リ例年檢査チ施行セザルチ以テ最近ノ檢査ニ依リ掲ケ

三二 傳染病

昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
三三三	三二四	三二四
三三二	三二四	三二四
一四一	一四一	一四一
九	二	二
一一	一一	一一
一一	一一	一一
一九八	一八〇	一九三
二九	八四	八六

(衛生)

種痘成績

三〇八

昭和十一年

總數	善感	不善感	未檢診	總數	善感	不善感	未種痘人員
三三、五八	三〇、〇六二	一、二六八	一、一八八	六七	四九	一八	四、六〇九
三三、九一三	三二、五六〇	一、〇一二	一、三四一	二四〇	三八	二二	二、二四六
二四、一六八	三、九六〇	九七一	一、二三七	九五	一六	一八	三、四八七

昭和十二年

總數	善感	不善感	未檢診	總數	善感	不善感	未種痘人員
二四、五四七	一五、七二五	八、一七七	六四五	二、三八二	二、三七三	九	七六〇
二二、四一三	一一、四三八	一〇、五八二	三九三	二	九	二	七六〇
二二、〇六一	一二、二〇三	八、四二九	四二九	二	九	二	八八五

藥品巡視成績

昭和十一年

巡視スベキ箇所數	巡視シタ箇所數	箇所數	告發シタルモノノ付シタルモノ
一、九三六	三九八	一五三	
一、〇二七	一三九	三八	
九七七	一四七	六六	

飲料水検査成績

昭和十一年

町村検査	總數	飲料水	不良水
一一一	一、〇三三	二二〇	二四
	三九二	三三七	
	四三三	一〇一九	
	一、三三三	二八七	
	三〇九	三〇九	

(衛生)

三六 娼妓健康診断

昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 三 年	受診人員 (定日診断)		入院患者				受診者百 入院患者 ニ對スル	
			總數	梅毒	痲病	下疳	剝脫	雜症		
二七、〇五七	二〇、七一九	三三、二八二	四三〇	五〇	二〇三	八九	三五	四五	一六〇	一、六六六
			五三八	五〇	二二七	八四	三七	七三	二〇	二、六六六
			四〇一	六一	一六八	八〇	一九	七三	三	三、二七七

三七 中毒

昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 三 年	總數		過誤		故意	
			患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
二七五	二二五	二二二	二六七	二六	二〇〇	七	二二五	二四
			三	七	一〇	一	二四	一
			三	七	一七	一	二四	一

三八 上水道

十 一 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 三 年	給水		給水區域内		水量	經費	
			戶數	栓數	戶數	人口		總額	支出
一、六一九	一、五三九	四、五九八	三、四六七	六八四	一、二九八	六、七三三	一八、三四二	二、一八三	
四、三九七	四、四五六	四、五六七	三、三九二	六八四	一、五三六	三、四三三	六三、八八六	一、五七〇	
			三、三九五	六八四	一、五三七	六、九四五	二七、二八六	二、九八〇	
			三、二八一	六八四	一、五三七	六、九四五	二七、二八六	二、九八〇	
			一、二九六	六八四	一、五三七	六、九四五	二七、二八六	二、九八〇	
			一、六一九	六八四	一、五三七	六、九四五	二七、二八六	二、九八〇	

三九 埋火葬

昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 三 年	墳墓地		火葬場數	死埋體數	死火體數
			箇所數	面積			
九、八〇三	九、八三〇	九、八三〇	二四四	二四四	三三	一三、六四三	一、六五七
九、八四二	九、八三〇	九、八三〇	二四四	二四四	三三	一三、六四三	一、六五七
			二四六	二四六	三三	一三、六四三	一、六五七

(衛生)

三〇 傳染病院及隔離病舎

三二二

昭昭和十一年	昭昭和十二年	昭昭和十三年	傳染病院		隔離病舎		市既設置	市町村未設置
			病院數	患者收容定員	病舎數	患者收容定員		
			二七六	四九三	三三三	一九四	五五七	四三三
			元七	五〇五		一九四	五〇一	四三三
				五四四		一九五		四三三

三一 市町村傳染病豫防費縣費補助額

昭昭和十一年	昭昭和十二年	昭昭和十三年	市町村數	縣費補助市町村數	補助市町村傳染病豫防費(前年度)	縣費補助額
			九三	二六	三、四五五	七、四二五
			九三	二六	三、四五五	七、四二五
			九三	二六	三、四五五	七、四二五
			九三	二六	三、四五五	七、四二五

三二 賣藥

昭昭和十一年	昭昭和十二年	昭昭和十三年	營業者		販賣		製造戶數	製造價額
			總數	藥劑師	醫師及獸醫師	法第二十四條ノ營業者		
			三三三	五二	二、五六四	九五二	二、一〇〇	四、二五〇
			三一三	五二	二、五三〇	九二五	二、〇〇〇	三、九八〇
			二九五	五二	二、四三〇	八九〇	一、七八〇	三、〇六〇

(衛生)

三二三

警

察

民衆保護の任にある

警察官吏が六百名

概 説

警察職員

警察部及縣下十二警察署の昭和十三年末現在に於ける職員總數は七三八人(兼務七人を含む)にして前年に比し七十二人の増加を示した。

警察官對現住戸口

縣下十二警察署に屬する巡查の總數は四九二人(内巡查部長六八人)にして、之が一人に對する現住戸數は三一六戸、現住人口は一、七六七人に當り一方里〇二に對し一人の割合である。

火 災

昭和十三年中に於ける火災度數は一八七件にして前年に比し一六件の増加を示した。而して罹災世帯數は二五八(全焼一九二、半焼六六)にして全焼家屋三六七(住家一七七、非住家一八〇)、半焼家屋九〇(住家四五、非住家四五)、其の損害見積價額は二九七、二三二圓にして、前年に比し七六七、〇四四圓の減少となるも、尙罹災世帯一戸當りの損害見積價額は二、九六一圓に當る。

尙出火を原因別に就て觀ると其の最も多いのは弄火三七件(前年二二件)、竈浴場の二五件(前年一八件)にして、火鉢、炬燵の二二件(前年二四件)、焚火の一七件(前年二三件)之に亞ぎ雷火、不審火の一四件(前年九件)等を其の多きものとす。而して之れを月別に觀ると一月及二月の二九件最も多く、四月及十二月の二二件、十一月の一六件、六月及三月の一五件を其の多きものとすし七月の七件が最も少いものである。山林原野の火災度數は六六件にして前年に比し三〇件を増加し、其の損害見積價額は二七、九〇七圓にして前年に比し二〇、八一四圓の減少を示した。而して發火原因は焚火の二五件、吸殻の二一件、弄火の七件が其の大部分を占めてゐる。

(警察)

工場法適用工場

昭和十三年十月一日現在に於ける工場法適用工場は二、二三一にして前年に比し六五を増加し之が種類別は雑工場の六七四(前年六二八)最も多く、飲食物工場の二一一(前年二二六)、機械器具工場の一四〇(前年一三〇)之に相亞ぎ、染織工場の九九(前年八六)、化学工場の六二(前年五三)、特別工場の四五(前年四三)の順位である。尙職工總数は二六、六四六(男一四、六七一人、女一一、九七五人)人にして、前年に比し六三六人の増加を示してゐる。而して職工數の最も多いのは化学工場の一七、七四三人(前年一八、二八六)、雑工場の四、一七三人(前年三、〇八八)之に亞ぎ、染織工場の三、四二二人、機械器具工場の五五七人、飲食物工場の五一六人、特別工場の二三五人の順位である。

自動車運轉者 昭和十三年末現在に於ける運轉者總数は二、〇一四人(内女運轉者二人)にして、尙本年中の志願者數は九五二人にして、内免許を附與せしもの數は三五五人、事故其の他により免許を取消したるものは一〇人となつてゐる。

犯罪

昭和十三年中本縣に於ける犯罪發生件數は一三、三七六件、又檢舉件數は一二、二〇五件にして前年に比し發生件數二一五件、檢舉件數七四七件の増加を示した。而して發生件數の中最も多いのは窃盜罪の四、一九九件(前年に比し四四一件増)にして縣令違反の二、一六六件(前年に比し一、〇三一件減)其他法令違反の三、〇三五件(前年に比し一、〇九九件増)、詐欺罪の一、二二二件(前年に比し一〇〇件減)、警察犯處罰令の四四二件(前年に比し二一件減)、業務上横領罪の三七七件(前年に比し八五件減)等を多きものとして其の他は概して智能的犯罪多きを見る。

三三三

警察職員配置ノ一

(警察部)

年末現在

昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	總數		技手		屬部		其他				
			警察	警視	衛生	警部	衛生	其他	補部	部長	巡查		
181	133	125	1	1	4	5	3	15	7	15	11	10	3
181	133	125	1	1	4	5	3	15	7	15	11	10	3
181	133	125	1	1	4	5	3	15	7	15	11	10	3

表中×印ハ兼務者△ハ屬兼警部ナリ以下二表亦同シ

三三四

警察職員配置ノ二

(警察署)

年末現在

(警察)

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	警察署	總數	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	其ノ他	派出所	駐在所
			三	五四三	三	三	六	三三四	九	五	一三五	
			×	五三一	三	二	六	三三三	×	九	五	一三五
			二	一	三	二	六	三三三	×	九	五	一三五
			×	四八六	二	二	六	三三三	×	九	五	一三五
			二	一	二	二	六	三三三	×	九	五	一三五

三三五 警察官吏勤績年數 (年末現在)

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	未 一 年 滿	未 五 年 滿	未 十 年 滿	未 十 五 年 滿	未 二 十 年 滿	未 二 十 五 年 滿	未 三 十 年 滿
三	三	三	八一	八四	一四九	九九	四	一七	三
×	×	×	二	三	一	一〇	三	一	四
二	二	二	八二	八四	一九	九九	三	一	四
×	×	×	二	三	一	一〇	三	一	四
二	二	二	八二	八四	一九	九九	三	一	四

三三六 巡查志願者及採用者年齡

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	總數	二十五年未滿	三十年未滿	三十五年未滿	志願者 二百付
七三	七三	七三	七三	二七六	三六一	一三六	一八一
×	×	×	五三九	二四五	二六〇	三五	一四三
五	五	五	五三九	二四五	二六〇	三五	一四三
×	×	×	五三九	二四五	二六〇	三五	一四三
五	五	五	五三九	二四五	二六〇	三五	一四三

三三七 採用巡查教育程度

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	總數	大學 卒業	專門、高等學校 中途退學 卒業	中等學校 中途退學 卒業	小學校 卒業
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一一	一一	三	一一五
×	×	×	七七七	一一	一一	三	三九
七	七	七	七七七	一一	一一	三	三九
×	×	×	七七七	一一	一一	三	三九
七	七	七	七七七	一一	一一	三	三九

(警察)

昭昭和十一年
昭和十一年
昭和十一年
(警察)

昭和一十一年	昭和十一年	昭和十一年
四〇	三六	六六
五、四七〇	五、四三八	二、六三六
一、二七〇	二、七〇九	二、七〇九
二、四	一、九	五、五
四、九〇〇	二、三〇七	二、三〇七
一、二、六七九	二、七、六六一	二、七、六六一
三、二	一、六	二、一
五、〇六八	五、一九〇	三、六二
一、九	二、四	二、四

二四四 林野火災

總數

山林

原野

昭和十一年
昭和十一年
昭和十一年

提燈	乾燥場	油、藥品類	弄火	神佛燈	焚火	放火	雷火	其他
二一三	五一五	四五五	元三七	六一九	二五三七	二〇八	八九四	七四三
二〇五	二〇五	二〇五	元四三	二	二九〇	一一	九五四	九
一八七	二八二	二八二	元四三	二	二九〇	一一	九五四	九
一七二	二八二	二八二	元四三	二	二九〇	一一	九五四	九

二四三 火災原因

昭和十一年
昭和十一年
昭和十一年

總數	全燒	半燒	建燒	死傷不明	見損額
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五

二四二 火災

度數	工場數	特別工場	飲食物工場	雜工場
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五

二四五 林野火災原因

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	失火								
			總數	吸殻	炭燒	火入	燼寸	弄火	焚火 其ノ他	放火	不明
六	三	四	二	五	二	四	三	七	二	一	五
二	五	〇	一	二	二	二	二	二	三	一	六
二	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	三

二四六 消防組

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	組員																		
			町村數	所轄市 町村數	既設市 町村數	組數	部數	組頭	副組頭	部長	小頭	手	消防經費								
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇

二四七 遺失物及拾得物

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	遺失物				拾得物							
			件數	貨幣	物品	件數	貨幣	物品	件數	貨幣	物品			
二、二七三	二、一八五	二、一六五	一九、六三五	一六、〇三四	一四、四〇一	三、三二〇	二、九三四	三、〇四一	一四、三六七	一〇、八六九	一〇、四六一	四、三九九	三、七六六	二、九九四

昭 和 十 三 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 一 年	遺失者へ還付				拾得者へ下付				國庫歸屬			
			件數	貨幣	物品	件數	貨幣	物品	件數	貨幣	物品	件數	貨幣	物品
八三〇	七〇四	七四〇	一〇、一四三	六、四三三	一、一七二	二、〇五五	三、六二五	一、八七八	一八九	六九四	九三〇	一八九	四九九	一四〇
一〇、一四三	六、四三三	一、一七二	二、〇五五	三、六二五	一、八七八	一八九	六九四	九三〇	一八九	六九四	九三〇	一八九	四九九	一四〇
一、一七二	二、〇五五	三、六二五	一、八七八	一八九	六九四	九三〇	一八九	六九四	九三〇	一八九	六九四	九三〇	一八九	六九四

二四八 未成年者喫煙禁止法及飲酒禁止法違反

(警察)

昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年

二四九

自動車運轉者

(兵役關係ノ者ヲ除ク)

昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年

總數

年內志願者數

年內免許數

年內免許取消數

總數

其ノ他

女運轉者

普通免許

年末現在

三、七九三
二、七八二
二、六二一

九五三
六八八
七〇〇

三五五
一六四
一九五

一〇
九八〇

一、四三五
一、三〇〇
一、七八八

一、四三三
一、二一五
一、七八三

五五二

總數

說諭

沒收器具

總數

說諭

沒收器具

科料

喫煙禁止法違反

飲酒禁止法違反

三二六

六六〇
五〇〇
九三六

六四七
四八二
九〇三

一三
一八
三四

五六二
三八三
一、七〇〇

五二
三八一
一、六九五

四
四
四二

一五

昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年

二五〇 交通事故

年內志願者數

年內免許數

年末現在

年內志願者數

年內免許數

年內免許取消數

年末現在

特殊免許

小型免許

六三
四四
四〇

四七
四三
三三

四三二
四三二
一四一

六九三
五三三
二七五

六八二
五三九
二七五

一
一
一

一九二六
一、一七六
六八二

昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年

(警察)

總數

鐵道

自動車

自轉車

自轉車

荷牛車

荷車

其他

車輛別

二五八
二六三
四〇七

二六二

一九四
二二六
二八三

元

一一
二二
三四

八
四七
一七

三

二

三二七

事故別

昭昭和十一年度	昭和十二年	昭和十三年	總數		步行者		自動車又ハ自動自轉車		自轉車		其ノ他	
			件數	死傷	件數	死傷	件數	死傷	件數	死傷		
四〇七	二六二	二五九	三七八	一〇三	一四五	一〇五	一四六	一六五	三四	三三	四一	三三
二六二	二五九	二五五	一六三	一三五	一四五	一〇五	一四六	一六五	三四	三三	四一	三三
二六二	二五九	二五五	一六三	一三五	一四五	一〇五	一四六	一六五	三四	三三	四一	三三
二六二	二五九	二五五	一六三	一三五	一四五	一〇五	一四六	一六五	三四	三三	四一	三三

三五二 受發文書

昭昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	總數		特高課		警務課		保安課		衛生課		刑事課		高等課		工場課		健康保險課		警察練習所			
			發	送	發	送	發	送	發	送	發	送	發	送	發	送	發	送	發	送	發	送		
二六二	二五九	二五五	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	
二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八
二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八
二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八	二八〇	二八八

三五三

健康保險法適用工場、鑛山、事業場別 被保險者ノ一 (政府管掌)

昭昭和十一年度	昭和十二年	昭和十三年	總數		化學工場		染織工場		機械器具工場		飲食物工場		鑛山		其ノ他ノ事業場		
			工場數	被保險者	工場數	被保險者	工場數	被保險者	工場數	被保險者	工場數	被保險者	工場數	被保險者	工場數	被保險者	
四〇七	二六二	二五九	七七一	九,九四四	四三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三
四〇七	二六二	二五九	七七一	九,九四四	四三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三
四〇七	二六二	二五九	七七一	九,九四四	四三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三
四〇七	二六二	二五九	七七一	九,九四四	四三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三	一,四〇七	三三

議

會

選舉資格の有権者(衆議院議員)
百に對して二十人

貴族院多額納稅者議員

住 南 那 珂 郡 福 島 町

氏 竹 下 豐 次

衆議院議員

宮 崎 市 住 都 城 市 延 岡 市 南 那 珂 郡 油 津 町 西 諸 縣 郡 小 林 町

氏 三 浦 虎 雄 曾 木 重 貴 鈴 木 憲 太 郎 伊 東 岩 男 陣 軍 吉

(議會)

歷代縣會議長

代數	氏名	當選年月	在職
初代	川越進	明治一六年八月	二年二月
二代	原田實	一七〇六年	五年六月
三代	高橋一郎	一七〇六年	五年六月
四代	小林乾一郎	一七〇六年	五年六月
五代	四屋俊平	一七〇六年	五年六月
六代	津野常	一七〇六年	五年六月
七代	石川清	一七〇六年	五年六月
八代	日高新二	一七〇六年	五年六月
九代	山下虎雄	一七〇六年	五年六月
十代	若林駒之輔	一七〇六年	五年六月
十一代	濱田政壯	一七〇六年	五年六月
十二代	吉松忠敬	大正元二年	四年四月
十三代	坂本重俊	一七〇六年	五年六月
十四代	吉松忠敬	一七〇六年	五年六月
十五代	温水實孝	一七〇六年	五年六月
十六代	山元忠信	一七〇六年	五年六月
十七代	渡邊與七	一七〇六年	五年六月
十八代	兒玉伊織	一七〇六年	五年六月
十九代	荒川岩吉	一七〇六年	五年六月
二十代	大山綱治	一七〇六年	五年六月
二十一代	月野祐左衛門	一七〇六年	五年六月
二十二代	柿原政一郎	一七〇六年	五年六月

縣會議員

住	所	議席順	氏名
宮崎	宮崎市	一	柿原政一郎
延岡	延岡市	二	小田彦太郎
宮崎	宮崎市	三	岩切正
都城	都城	四	坂口仲一
西臼杵郡	七折村	五	福田今生
南那珂郡	飯肥町	六	日高源次
宮崎	宮崎市	七	荒川岩吉
北諸縣郡	高城町	八	新穂岩吉
宮崎郡	住吉村	九	齊藤虎一
宮崎	宮崎市	十	石神啓吾

(議會)

住 所
 兒湯郡都於郡村
 南那珂郡北郷村
 東白杵郡門川町
 延岡市
 延岡市
 兒湯郡都農町
 兒湯郡妻町
 東白杵郡東郷村
 西諸縣郡飯野村
 南那珂郡福島町
 西白杵郡岩戸村
 東白杵郡富島町

議席順
 十一番
 十二番
 十三番
 十四番
 十五番
 十六番
 十七番
 十八番
 十九番
 二十番
 二十一番
 二十二番

氏 名
 長友忠助
 坂本又夫
 山本茂
 甲斐善市
 渡部喜三郎
 永友市藏
 兒玉恭平
 奈須熊吉
 秋丸秀強
 吉松忠俊
 甲斐德次郎
 綾部市太

西諸縣郡小林町
 北諸縣郡西岳村
 宮崎郡赤江町
 都城市
 宮崎郡田野村
 宮崎市
 延岡市
 南那珂郡細田村
 西諸縣郡高原町
 北諸縣郡三股村

二十三番
 二十四番
 二十五番
 二十六番
 二十七番
 二十八番
 二十九番
 三十番
 三十一番
 三十二番

森由己雄
 松下正一
 太田貞康
 安山圭三
 津田茂
 有馬美利
 甲斐伊佐雄
 竹井繁滿
 野村嘉久馬
 月野祐左工門

(議會)

三五 貴族院議員互選權

人員	互選權ヲ有スル者		互選權ヲ有セザル者	
	最多納稅額	最少納稅額	最多納稅額	最少納稅額
昭和三十七年	三、七〇五	一、〇七五	一、五六七	一、五六七
大正十四年	四二、六二〇	一、〇七五	一、五六七	一、五六七
大正七年	五五、一八六	一、〇七五	一、五六七	一、五六七
明治三十七年	一三、一〇五	一、〇七五	一、五六七	一、五六七
明治三十四年	二、三〇四	一、〇七五	一、五六七	一、五六七
明治三十七年	一、一五五	一、〇七五	一、五六七	一、五六七

三五 衆議院議員選舉

議員數	選舉權		投票數		上欄ノ内
	ヲ有スル者	ナ有スル者	有効	無効	
昭和三十七年	一六五、九一五	一、一三三、三四七	一一三、一五三	一一、一九四	四三、五七三
昭和十五年	一五四、六二九	一、一七九、八四五	一一六、三三三	一一、六六二	三六、六四四
昭和七年	一五〇、〇二七	一、二二九、九一七	一一一、〇二九	一一、三三〇	三七、七七八
昭和五年	一四五、七八二	一、〇一一、一七二	一〇〇、〇九一	一〇、八八一	四四、六一〇
大正十三年	四〇、〇〇八	三三、三六四	三四、九八七	三、三七七	四、六四四

三七 縣會議員選舉

議員數	選舉權		投票數		上欄ノ内
	ヲ有スル者	ナ有スル者	有効	無効	
昭和十六年	一五四、〇七六	一一一、三九四	一一〇、三〇五	一一、〇八九	四二、六八二
昭和十二年	一四五、一〇三	一〇七、九三三	一〇六、一五三	一〇、七〇九	三七、一七〇
昭和九年	一四四、五五二	七三、二二六	七二、二二二	一、〇三三	三三、一七〇
大正十二年	七〇、四二六	五九、五〇八	五八、八五三	六、六五五	一〇、九一八
大正八年	三三、二〇八	二六、七八六	二六、三〇六	四、八〇八	五、四三三

三八 縣會、縣參事會

開會日數	縣會		開會日數	縣參事會	
	通常	臨時		開會日數	議決件數
昭和十三年	九〇七	二二	二二	一六六	一六六
昭和十二年	四七五	九八	九八	一三三	一三三
昭和十一年	四七	—	—	—	—

(議會)

財

政

現住各戸の負擔する

税額凡そ六十三圓

昭和
和和
十十
一二三
年年
年年

昭 和 十 一 年	昭 和 十 二 年	昭 和 十 三 年	市會			町會			村會		
			會數	定員	現員	會數	定員	現員	會數	定員	現員
三三三	一〇八	一〇八	三	一〇八	一〇八	一九九	三九〇	三九〇	六六六	一〇八〇	一〇八〇
	一〇八	一〇八		一〇八	一〇八	一九九	三九〇	三九〇	六六六	一〇八〇	一〇八〇
	一〇八	一〇八		一〇八	一〇八	一九九	三九〇	三九〇	六六六	一〇八〇	一〇八〇

財

政

現住各戸の負擔する
税額凡そ六十三圓

昭和
十一年
昭和
十二年
昭和
十三年

市會	町會	村會
會費 三三三	會費 一九九	會費 六六六
定員 一〇八	定員 三九〇	定員 一〇六
現員 一〇八	現員 三九〇	現員 一〇六
議費 一〇八	議費 三九〇	議費 一〇六
現費 一〇八	現費 三九〇	現費 一〇六

概 説

經 費

昭和十三年度國庫支辨の縣經費は六、二〇四、五七〇圓にして內經常部二、六二四、七二二圓、臨時部三、五七九、八四八圓なり。之を前年度に比較すると經常部に於て七三四、九一五圓、臨時部に於て九一五、五七三圓の増加を示した。

本年度縣經費は歳入總額一〇、九八七、六五八圓、歳出總額一〇、五九七、〇六一圓にして之を前年度に比すると歳入に於て五八〇、八七四圓、歳出に於て七八二、一五七圓の増加を示した。

市町村費は歳入一一、二二〇、一一九圓、歳出一〇、〇三三、八一三圓にして前年度に比し歳入に於て一、三六五、二一七圓、歳出に於て一、〇二二、五九四圓の増加を示し又水利水害豫防組合費は歳入一〇〇、八五〇圓、歳出七八、二〇一圓にして前年度に比し歳入に於て七、一二七圓を増加するも歳出に於ては一三、七三四圓の減少を示してゐる。

諸稅負擔

昭和十三年度直接國稅總額は一、八二九、九一一圓(賦課額)、縣稅二、八〇一、九二三圓(賦課額)、市町村稅四、九四五、一一八圓(賦課額)、水利組合及水害豫防組合費二一一、四四四圓(賦課額)にしてこの一戸の負擔額は直接國稅一圓七八錢、縣稅一圓五錢、市町村稅三圓八五錢、水利、水害豫防組合費一圓三六錢、總額六三圓四錢にして前年度に比し九四錢の増加を示した。

(財政)

二六〇 租稅外國庫收入

臨時部	經常部	總額
昭和三十三年度	昭和三十二年	昭和三十一年度
三〇九、〇四一	三九、六七二	三九八、七三三
四六七、三三八	三三、一九〇	四九、四三八
六〇二、七七八	四七、七七九	六五〇、五五七
三九一、四三八	三三、八八〇	四二五、三三八
四四三、一八〇	二五、六二八	四六八、八〇八

二六一 國庫支出縣經費

總額	總額	總額	總額	總額
昭和三十三年度	昭和三十二年	昭和三十一年度	昭和三十年	昭和九年度
六、二〇四、五七一	四、五五四、〇八三	二、九三三、三二一	二、七五五、九一五	三、二四八、八七
二、六三四、七三三	一、八八九、八〇七	一、六四三、六六六	一、五七六、五四五	一、五八八、六四九
三九八、九九九	三七八、〇三八	四六三、三三四	四三四、九〇七	三九二、四三三
一〇、八五〇	一〇、六〇〇	八、〇一〇	八、五三〇	八、九六〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
三八九	三八九	三八九	三八九	三八九
三三三				

(財政)

常

管省農林	管所省務	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年	昭和二十九年
總額	俸給及諸給	一、二六八、〇八四	一、二五三、〇三一	一、一七五、八五九	一、一三一、四〇〇
農林	事務	一、二六二、三六〇	一、二四九、六五四	一、一七一、八九一	一、一三三、一二一
馬政局	機密費	三、六六八	二、九三八	三、四七三	四、八〇〇
其他	警察費	五〇〇	四九九	四九六	四七八
	徵兵費	一、六六三	一、一五〇	一、六七一	一、一三五
	特別支費	一、八〇八	一、三三〇	一、二八〇	一、一七九
	警察費連帶支費	一、八〇八	一、三三〇	一、二八〇	一、一七九
	特別巡查費	三、一四七	三、四二八	三、〇〇〇	三、一七五
	諸支出費	八一〇	一、〇七六	一、二四九	七二五
	保險給付費	六、八八〇	八、一〇五	四、一八二	一、七九九
	保險施設費	一、八〇八	一、三三〇	一、六八九	一、一三五
	勞動者災害扶助	一、八〇八	一、三三〇	一、六八九	一、一三五
	其他	四、四三八	四、二二六	四、六〇三	四、二四一

部

管所省農林	管所省務	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年	昭和二十九年
總額	總額	一、一六八、〇八四	一、一五三、〇三一	一、一七五、八五九	一、一三一、四〇〇
小學校教員俸給分擔費	總額	一、一六二、三六〇	一、一四九、六五四	一、一七一、八九一	一、一三三、一二一
短期現役服役教員	軍事扶助費	三、六六八	二、九三八	三、四七三	四、八〇〇
俸給支出金	傳染病豫防費補助	五〇〇	四九九	四九六	四七八
思想指導施設費	少年救護費補助	一、六六三	一、一五〇	一、六七一	一、一三五
社會教育費	職業紹介費補助	一、四九三	一、〇七六	一、二四九	七二五
內閣事務費	救護費補助	二五〇	二四九	二四九	一、七九九
其他	母子保護費補助	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六
	地方費補助	九七三、八六四	三二八、二七一	九七三、八六四	九七三、八六四
	總額	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六
	軍事扶助費	六、六〇五	八、〇七九	六、六〇五	六、六〇五
	傳染病豫防費補助	一、三九三	一、三七〇	一、三九三	一、三九三
	少年救護費補助	一、〇三九	一、一〇〇	一、〇三九	一、〇三九
	職業紹介費補助	三〇、二六一	二四、七五一	三〇、二六一	三〇、二六一
	救護費補助	四、五三八	九六	四、五三八	四、五三八
	母子保護費補助	八二二	四九七	八二二	八二二
	地方費補助	三四五	三四五	三四五	三四五

(財政)

科 目	昭和三十四年度					昭和三十三年度					昭和三十一年度					昭和三十年度					昭和二十九年									
	總	府	地方	宮崎	土崎	總	府	地方	宮崎	土崎	總	府	地方	宮崎	土崎	總	府	地方	宮崎	土崎	總	府	地方	宮崎	土崎					
保健所費補助						14,833					26,437					12,793					11,340					1,100,338				
社會事業費補助						3,750					5,839					1,101,338					1,033,218					1,100,184				
職業紹介所						15,847					6,180					6,807					3,814					7,137				
其他						—					64					—					—					—				
總 計	3,579,848	4,005	1,000	295,525	106,000	2,766,911	2,541,839	6,180	599	505,912	3,579,848	3,101,338	1,101,338	6,807	1,098	1,129,330	1,033,218	3,814	1,699	334,537	1,100,338	1,100,184	7,137	380,939						
總 計	3,579,848	4,005	1,000	295,525	106,000	2,766,911	2,541,839	6,180	599	505,912	3,579,848	3,101,338	1,101,338	6,807	1,098	1,129,330	1,033,218	3,814	1,699	334,537	1,100,338	1,100,184	7,137	380,939						

三四六

所 省	昭和三十四年度					昭和三十三年度					昭和三十一年度					昭和三十年度					昭和二十九年														
	警察特別施設費	港灣修築費補助	災害復舊其他諸費	借入金利子補助	中小河川改良助成	地方港灣改良助成	防空監視費補助	地方費補助	治水事業費	臨時地方財政援助	諸政及地方自治振興費	國民精神總動員諸費	臨時事務費	石油消費規正諸費	防空施設費補助	警察特別施設費	港灣修築費補助	災害復舊其他諸費	借入金利子補助	中小河川改良助成	地方港灣改良助成	防空監視費補助	地方費補助	治水事業費	臨時地方財政援助	諸政及地方自治振興費	國民精神總動員諸費	臨時事務費	石油消費規正諸費	防空施設費補助					
警察特別施設費	5,447					5,602					4,576					5,322					4,880					5,447					5,447				
港灣修築費補助	68,670					145,280					150,000					100,000					50,000					68,670					68,670				
災害復舊其他諸費	20,182					20,499					22,729					9,865					84,475					20,182					20,182				
借入金利子補助	120,846					98,428					185,425					84,475					—					120,846					120,846				
中小河川改良助成	14,400					33,000					23,000					6,300					—					14,400					14,400				
地方港灣改良助成	7,695					—					—					—					—					7,695					7,695				
防空監視費補助	850					—					—					—					—					850					850				
地方費補助	66,785					54,991					16,805					16,967					20,000					66,785					66,785				
治水事業費	1,917,833					1,525,675					—					—					—					1,917,833					1,917,833				
臨時地方財政援助	597					2,061					—					—					—					597					597				
諸政及地方自治振興費	3,582					2,435					—					—					—					3,582					3,582				
國民精神總動員諸費	5,956					5,447					—					—					—					5,956					5,956				
臨時事務費	14,926					1,568					—					—					—					14,926					14,926				
石油消費規正諸費	7,689					529					—					—					—					7,689					7,689				
防空施設費補助	—					—					—					—					—					—					—				

三四七

(財政)

時
科

管	目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
農 林 省	總額	108,250	87,000	77,000	31,671	131,870
	森林治水事業費	7,543	5,762	7,656	5,995	6,047
	家畜傳染病費	13,892	13,431	9,470	11,556	9,904
	調查及研究費	4,768	4,180	5,455	2,708	3,448
	農村振興費	1,357	870	694	633	618
	民有林其他造林促進費	18,273	14,793	14,230	7,991	9,111
	農業獎勵費	56,718	47,429	38,745	1,300	8,244
	農村經濟更生施設費	300	360	764	870	2,766
	其他	—	—	—	—	—
	其他	3,125	41,937	363,297	438,393	813,010
管	物資供給調查諸費	1,763	—	—	—	—
	物價調整及貯蓄獎勵費	8,700	—	—	—	—
	臨時警察費	7,646	—	—	—	—
	物資配給消費統制費	1,624	—	—	—	—
	物價調整費補足	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	

三四八

管	目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
所	河水統制調查費	90	191	—	—	—
	農村應急施設費	544	—	—	—	—
	農業保險實施準備費	250	—	—	—	—
	農地關係調查處理費	348	—	—	—	—
	其他	—	—	—	—	—
	總額	13,728	900	898	135,483	169,208
	普通教育臨時施設費	7,538	—	—	124,585	167,910
	思想指導臨時施設費	899	900	898	—	—
	臨時調查費	167	—	—	—	—
	國民精神總動員	5,124	—	—	899	1,298
其他	—	—	—	—	—	
管	總額	695,126	334,530	—	—	—
	補助費	12,378	11,546	—	—	—
	傳染病豫防費	6,365	6,442	—	—	—
	臨時軍事援護諸費	15,795	2,546	—	—	—
	其他	—	—	—	—	—
厚	總額	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	

三四九

(財政)

部	科	目						
		昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度		
省	生	軍人援護事業助成費	一六六、六三三	一二、五〇〇				
		衛生事業諸費	100					
		協和事業費	一三〇					
		特殊疾病豫防諸費	九五五					
		醫師及藥劑師其ノ他技能登錄諸費	八九七					
		職業紹介事業費	一九、〇五二					
		傷痍軍人保護費	四五五、〇二四					
		職業紹介事業諸費補足	九、六七一					
		臨時失業對策諸費	六、四四二					
		勞務者統後生活刷新諸費	二四〇					
		國民登錄諸費	一、八〇四	一、四九六				
		其他						

三五〇

三六三 縣 歲 入 (決算額)

科	目	額						
		昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度		
總	縣	總額	一〇、九八七、六五八	一〇、四〇六、七八四	一一、二五二、〇六〇	九、六八七、三三三	一〇、四〇七、三三三	
		稅	四、五九〇、九三三	四、四四一、二〇七	四、七九七、七五五	四、三八七、五九一	四、〇八八、二九三	
		財產收入	三、〇六六、七七九	二、八七〇、七八〇	三、五三二、六〇七	三、一八一、八七五	二、八五〇、七八四	
		國庫下波	一一、六八七	四、一四七	四、四一〇	二、八一〇	二、一三三	
		國庫收入	一四五、九三〇	一一一、一六三	一一七、九七六	一六六、二三三	一一一、七七一	
		雜收	一、四〇六、五五一	一、三四五、一一七	一、一二四、七六二	一、〇三六、六七三	一、一三三、八〇五	
		經常部	總額	六、三九六、七三五	六、一六四、五七七	六、四四一、二九四	五、二九三、六二〇	六、二〇三、〇一一
			繰越金	五三三、六八二	三八三、一一八	八七七、五五二	二八〇、〇四〇	四二九、三〇六
			國庫補助金	一、九六九、九一四	一、七二五、二四八	一、五三三、五八四	一、五二二、七五六	二、七五〇、九一〇
			寄附金	四三三、三四八	五二〇、一五六	三二八、八三〇	三九〇、八九〇	三七〇、七六一
			貸出返納	五一六、五二九	八九六、四三三	二六九、三七三	二五九、九七二	一七二、三五六
			財產賣拂代	六、八〇六	三三、八四一	七九、三九七	五、二四九	三二四
臨	總額	四、五九〇、九三三	四、二四一、二〇七	四、七九七、七五五	四、三八七、五九一	四、〇八八、二九三		
	稅	三、〇六六、七七九	二、八七〇、七八〇	三、五三二、六〇七	三、一八一、八七五	二、八五〇、七八四		
	財產收入	一一、六八七	四、一四七	四、四一〇	二、八一〇	二、一三三		
	國庫下波	一四五、九三〇	一一一、一六三	一一七、九七六	一六六、二三三	一一一、七七一		
	國庫收入	一、四〇六、五五一	一、三四五、一一七	一、一二四、七六二	一、〇三六、六七三	一、一三三、八〇五		
	雜收	一、四〇六、五五一	一、三四五、一一七	一、一二四、七六二	一、〇三六、六七三	一、一三三、八〇五		

三五二

(財政)

科	時	部	目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
科	時	部	縣債	二,001,800	一,813,000	三,077,700	二,254,400	二,233,600
			國庫交付金	一七,三三五	二八,七三六	二二〇,二二六	二〇〇,三六六	一四七,九九〇
			特別會計繰入金	七〇,〇三八	五一八,八一八	七,〇八六	二五,〇八九	二二,二八八
			株式配當金	八三,一八三	一四六,八八六	七九,二〇七	三五三,二〇八	七〇,〇〇〇
			特別會計繰入金戻入	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
			恩賜金	七,一〇〇	三,三五〇	三,三五〇	二,六五〇	二,五四〇
			特別會計繰入金戻入	—	—	—	—	一三,〇五六
			特別會計繰入金戻入	—	—	—	—	—
			特別會計繰入金戻入	—	—	—	—	—
			特別會計繰入金戻入	—	—	—	—	—

科	目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
總	總額	10,597,061	9,814,904	10,868,929	8,809,633	10,037,796
	警察廳舍修繕費	4,271,980	3,840,991	3,671,150	3,458,888	3,292,761
警察	警察費	725,530	703,145	662,693	645,728	635,492
	警察廳舍修繕費	6,110	3,257	5,301	3,553	3,418

三三三 縣 歲 出 (決算額)

科	目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
經	土木費	350,799	342,133	336,222	313,614	301,410
	縣會議諸費	27,546	28,523	26,727	28,878	29,504
	衛生及病院費	70,488	58,108	53,839	69,356	44,671
	教育費	1,386,292	1,353,742	1,306,446	1,281,421	1,236,658
	社會事業費	207,852	36,565	36,414	39,187	37,515
	公報費	2,983	3,347	2,843	3,131	2,328
	勸業費	1,143,493	959,462	913,481	754,117	718,646
	縣稅取扱費	141,440	145,038	141,844	109,434	97,775
	縣廳舍修繕費	3,675	3,853	3,280	4,180	2,949
	衆議院議員選舉費	92	4,971	73	4,284	87
	縣會議員選舉費	181	1,306	635	5,692	125
	財產費	2,592	2,417	2,410	2,848	7,591
	縣職員費	133,982	124,837	123,244	129,899	115,974
	少年救護院費	10,765	10,411	10,431	9,633	9,169
	神戶社費	5,711	5,351	4,851	4,849	3,853
	縣統計費	4,650	5,043	4,581	4,562	4,561
	地方改良費	4,765	4,886	4,012	3,824	4,138

(財政)

科 部

目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
運動場費	二,〇七六	二,一三七	九三八	—	—
史蹟名勝天然記念物費	九,七七七	七,三一〇	五,一六六	五,六六〇	五,二九五
公會堂費	二,一四九	三,九八五	二,八七四	二,五二六	二,六六五
都市計畫地方委員會費	二八,九八七	三一,七六九	三一,〇六六	二六,七六六	二五,四二九
選奨費	三五	—	—	—	—
其他費	—	二,四九五	八三九	五,七四六	二,五〇八
總額	六,三三五,〇八一	五,九二〇,八三三	七,一九七,七七九	五,三三〇,七六五	六,七四三,〇三三
警察廳舎建築費	八,四六五	二一,四七九	四一,二〇九	九二,〇三八	三八,五〇二
土木費	三八三,六〇四	四九一,一七〇	三二六,八三八	九三九,二九一	一,一一九,〇七三
市町村土木補助費	五〇,九五七	三二,六三〇	二九,三三六	六九,二二八	二五二,六九二
教育補助費	一〇六,八七二	一一〇,六七四	一一四,九〇一	一五一,五五四	一三三,三五六
勸業補助費	六五,四四〇	六六,四四〇	六五,四四〇	六四,九四〇	七四,七四〇
勸業補助費	四五七,五三九	三九二,八六九	三二六,六六七	二七七,七六八	二八五,二八六
勸業補助費	二〇七,九二五	一一八,四〇〇	一二九,一九九	二九八,七五九	六八八,九五七

三五四

時

目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
神職會補助費	一,八〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,一五三
縣債費	二,〇六七,五三五	一,七八〇,七三三	三,六九一,四一一	一,三二六,八二八	二,二七三,二七三
貸出金	四八五,〇〇〇	八九六,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三五一,〇〇〇	三六六,三〇〇
町村吏員互助會補助費	一,四〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	二,〇〇〇	二,一〇〇
教員互助會補助費	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
災害土木費	一,一七四,四六三	九四八,二五四	七七四,八三〇	五七三,四一一	六四六,〇三二
特別會計繰入費	一九八,八四六	一七〇,九四八	一三六,二七三	一〇五,二五五	一〇〇,〇三九
市町村統計費補助費	九,五五八	一〇,三三六	八,三四五	八,三三九	八,〇〇六
災害應急施設費	一,六六六	—	—	—	—
防空費	四〇,七九九	—	—	—	—
神社費	五,〇〇〇	—	—	—	—
運動場費	五六〇	—	—	—	—
土木費本年度支出額	三九七,五六八	二九三,八三四	四〇八,一〇二	一六八,九五〇	—
勸業費本年度支出額	二二九,九三八	二八,〇三五	二七,三六五	九七,九一八	二五一,二二〇
陸軍特別大演習並	四,四二二	一四三	一一,七六六	三二七,〇八七	—
地方行政幸請費	二四三,三六六	一六七,一七五	四三七,九五八	一一九,二六九	七五,九七四
在郷軍人會補助費	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇

(財政)

三五五

部	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
青年團補助費	1,500	1,100	1,800	1,100	1,100
衛生補助費	8,867	7,496	20,060	8,998	8,169
縣稅取扱費	50,494	43,817	47,834	40,110	43,615
消防協會補助費	1,000	1,000	1,000	1,000	200
町村長會補助費	1,500	—	—	—	—
救護費補助費	8,970	10,015	15,668	8,484	8,890
雜出	3,275	2,086	2,275	2,586	3,058
母子保護費補助金	1,713	41	—	—	—
災害應急農業土木補助費	104,706	—	—	333,914	106,950
市町村借入金利息補助費	4,230	4,269	4,079	9,919	—
事變應急施設補助金	26,941	11,155	—	—	—
兵事諸費	14,218	4,706	—	—	—
日向觀光協會補助費	1,840	1,840	—	—	—
少年教護院費	800	—	—	—	—
保健所建築費	23,002	—	—	—	—

三五六

事變應急施設費	農家調査費	工藝指導所費	支那事變出征記念自作農地創設維持事業費	其他
16,400	471	20,327	1,949	—
339,288	—	—	—	—
370,433	—	—	—	—
88,728	—	—	—	—
10,100	—	—	—	—

二六四 市町村歳入 (決算額)

總額	市町村稅	財産ヨリ生スル收入	教育費國庫下渡金	雜收入	前年度繰越金	國稅徵收交付金
11,210,119	4,016,622	1,124,255	1,138,865	1,214,870	937,084	79,519
9,854,902	4,059,877	96,537	1,190,927	645,370	932,486	64,967
9,233,553	3,694,665	1,141,677	1,097,969	367,301	615,942	46,024

(財政)

三五七

昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度					全 管
		延 岡 市	都 城 市	宮 崎 郡	西 臼 杵 郡	東 臼 杵 郡	
總額	六五四、三一九	一、五三〇、三三三	八九七、三三〇	四〇〇、八五九	一、〇〇四、三三八	一、〇七八、九六一	一、五八二、四四三
市町村稅	三二二、六七四	四四二、九八七	三九三、二二五	三〇九、六四七	二二二、三五九	三三六、〇六六	四三八、二二四
財產ヨリ 生スル收入	一一、七六六	一五、一八二	一三、五〇〇	一一、四一八	二、五四七	二〇、七六八	二、九三二
教肥費國 庫下渡金	九四、四六八	一四四、八九九	一四九、五九一	一二四、九一八	六二、八一五	一〇六、六八六	三六、六二七
雜收入	二二、四九六	二五七、九五九	二四、七四二	四〇、四七二	二六、二三五	六四、八五〇	六三、五三三
前年度 繰越金	三〇、一四一	九一、一〇六	八九、九五三	八九、三五二	三五、九八二	八、八七一	三二、一七九
國稅徵收 交付金	七、四〇一	一一、三四六	九、〇九三	八、四二一	五、一三五	一〇、八七九	六、五四五
其ノ他	一、九四四、九四一	五一一、八八八	三、三九七	六、二二八	一、九四四、九四一	三、三九七	一、九四四、九四一

三五八

昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度					全 管
		延 岡 市	都 城 市	宮 崎 郡	西 臼 杵 郡	東 臼 杵 郡	
總額	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三
市町村稅	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七
財產ヨリ 生スル收入	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七
教肥費國 庫下渡金	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三
雜收入	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三
前年度 繰越金	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇
國稅徵收 交付金	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三
其ノ他	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三

昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度					全 管
		延 岡 市	都 城 市	宮 崎 郡	西 臼 杵 郡	東 臼 杵 郡	
總額	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三
市町村稅	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七	二〇〇、二八七
財產ヨリ 生スル收入	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七	三三二、二四七
教肥費國 庫下渡金	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三	二八五、四四三
雜收入	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三	七二、一一三
前年度 繰越金	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇	八八七、三〇〇
國稅徵收 交付金	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三
其ノ他	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三	一、〇〇三、三三三

三五九

全管	昭和十一年度				昭和十二年度			
	延岡	都城	宮崎	那珂	延岡	都城	宮崎	那珂
總額	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
役場費	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
土木費	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
教育費	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
衛生費	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
勸業費	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
基本財産 造成費	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
其他	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013

三六〇

昭和十一年度	昭和十二年度			
	延岡	都城	宮崎	那珂
昭和十一年度	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081
昭和十二年度	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013
昭和十一年度	1,096,411	1,095,772	1,505,081	1,505,081
昭和十二年度	2,058,616	2,080,733	2,411,013	2,411,013

(財政)

三六六 普通水利組合費歳入歳出

(決算額)

三六一

昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十二年
總額	總額	總額
組合費	組合費	組合費
夫役	夫役	夫役
補助金	補助金	補助金
其ノ他	其ノ他	其ノ他
總額	總額	總額
管理費	管理費	管理費
事業費	事業費	事業費
其ノ他	其ノ他	其ノ他

二六六 諸稅負擔額 (賦課額ニヨル)

昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十二年
總額	總額	總額
組合費	組合費	組合費
夫役	夫役	夫役
財產賣却代	財產賣却代	財產賣却代
其ノ他	其ノ他	其ノ他
總額	總額	總額
管理費	管理費	管理費
事業費	事業費	事業費
其ノ他	其ノ他	其ノ他

昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十二年
總額	總額	總額
直接國稅	直接國稅	直接國稅
縣稅	縣稅	縣稅
市町村稅	市町村稅	市町村稅
水利組合及水害豫防組合費	水利組合及水害豫防組合費	水利組合及水害豫防組合費
平均一戶負擔額	平均一戶負擔額	平均一戶負擔額
平均一人負擔額	平均一人負擔額	平均一人負擔額

昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十二年
宮崎縣	宮崎縣	宮崎縣
延岡市	延岡市	延岡市
宮崎縣	宮崎縣	宮崎縣
西臼杵郡	西臼杵郡	西臼杵郡
東臼杵郡	東臼杵郡	東臼杵郡
兒湯縣	兒湯縣	兒湯縣
諸縣	諸縣	諸縣
西北諸郡	西北諸郡	西北諸郡
南諸郡	南諸郡	南諸郡
那珂郡	那珂郡	那珂郡
昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十二年
總額	總額	總額
直接國稅	直接國稅	直接國稅
縣稅	縣稅	縣稅
市町村稅	市町村稅	市町村稅
水利組合及水害豫防組合費	水利組合及水害豫防組合費	水利組合及水害豫防組合費
平均一戶負擔額	平均一戶負擔額	平均一戶負擔額
平均一人負擔額	平均一人負擔額	平均一人負擔額

(財政)

三六九 國 稅

(收入濟額)

三六四

國間 稅接	國直 稅接			總 額
	其 他	酒 稅	總 額	
昭和十二年度	一、四六八、一三〇	一、五七三、四二四	三、〇四一、五五四	三、六九二、八八七
昭和十一年度	一、四一五、六三三	一、四八〇、八二六	二、八九六、四五九	三、一三九、二五九
昭和十年度	一、三三九、三〇四	一、三六九、〇八五	二、七〇八、三八九	三、〇七一、〇四四
昭和九年度	一、三九五、三〇八	一、四三三、三三三	二、七八八、六四一	三、〇〇一、五八四
昭和八年度	一、二六一、七七一	一、二七七、七六九	二、五四四、四八六	二、八三一、二四一

二四〇 國 稅 滯 納

二七一 縣 稅

(收入濟額)

其相營 業	地酒所 業得			總 額
	ノ 續 收 益	業 得	地 得	
昭和十二年度	一、七六八、四〇四	一、九一八、三三三	一、〇三三、四四四	二、七〇〇、〇〇〇
昭和十一年度	一、七〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
昭和十年度	一、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
昭和九年度	一、三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
昭和八年度	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇

(財政)

三六五

雜種附加稅	昭和十二年度	五三一、一三一	昭和十一年度	五〇、八三五	昭和十年年度	七四、七七八	昭和九年度	六三一、五五七	昭和八年度	五八〇、九一九
地租附加稅	昭和十二年度	四三五、〇八〇	昭和十一年度	五五四、八六八	昭和十年年度	八二、〇八四	昭和九年度	八〇八、四四八	昭和八年度	七四九、〇四〇
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	三七八、三六四	昭和十一年度	二八三、五五八	昭和十年年度	三五三、八〇八	昭和九年度	二四九、四四九	昭和八年度	二三八、六三五
所得稅附加稅	昭和十二年度	四五二、六〇〇	昭和十一年度	三一九、八九五	昭和十年年度	三六九、七六二	昭和九年度	二七〇、九九九	昭和八年度	二五一、七六六
總額	昭和十二年度	五、一六〇	昭和十一年度	七、七四七	昭和十年年度	三、九五三	昭和九年度	三、五六六	昭和八年度	四、二八八

三六六

三三 縣稅滯納

總額	昭和十三年度	一、七、六五	昭和十二年度	二、八、二六	昭和十一年度	三、三、七四	昭和十年年度	三、一、七三	昭和九年度	三、九、七四
地租附加稅	昭和十三年度	一三、七八九	昭和十二年度	二〇、二六一	昭和十一年度	三三、〇一五	昭和十年年度	四九、二五九	昭和九年度	五八、七七二
營業收益稅附加稅	昭和十三年度	七、八五四	昭和十二年度	一一、二六四	昭和十一年度	一一、七〇七	昭和十年年度	一四、六九二	昭和九年度	一三、〇七八
所得稅附加稅	昭和十三年度	四、一六五	昭和十二年度	九四、二二三	昭和十一年度	一一、二二七	昭和十年年度	九五、八二〇	昭和九年度	九七、六九二
營業收益稅附加稅	昭和十三年度	三、五六六	昭和十二年度	三五、三三五	昭和十一年度	三三、四〇三	昭和十年年度	二七、三一八	昭和九年度	二九、一九六
所得稅附加稅	昭和十三年度	一六、六四四	昭和十二年度	二四、六六五	昭和十一年度	二二、二九九	昭和十年年度	一九、二三〇	昭和九年度	一九、六四三
營業收益稅附加稅	昭和十三年度	五三二	昭和十二年度	四七五	昭和十一年度	八三八	昭和十年年度	五三一	昭和九年度	二、〇四五
所得稅附加稅	昭和十三年度	六八、二二二	昭和十二年度	九七、四一六	昭和十一年度	一一、九四五	昭和十年年度	一三四、〇三六	昭和九年度	一三、一九二
營業收益稅附加稅	昭和十三年度	四四七	昭和十二年度	二、四〇七	昭和十一年度	六、五九四	昭和十年年度	八、五〇六	昭和九年度	一〇、二四六

都市計畫特別稅	一、四四六
營業收益稅割	三、二五
營業收益稅割	二、九九六
營業收益稅割	二、三六一
營業收益稅割	一、八八五

二七三 市町村稅

(收入濟額)

總額	昭和十二年度	四、〇一五、七三三	昭和十一年度	四、〇六五、四三三	昭和十年年度	三、六九五、九四七	昭和九年度	三、五六八、八七三	昭和八年度	三、三九二、〇〇四
地租附加稅	昭和十二年度	三八四、五四二	昭和十一年度	三八二、〇五九	昭和十年年度	三六二、八一九	昭和九年度	三五二、四九四	昭和八年度	三五八、四三二
特別地稅附加稅	昭和十二年度	七四、三四六	昭和十一年度	七三、五三二	昭和十年年度	六五、六九三	昭和九年度	六七、七六八	昭和八年度	六七、九一四
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	二九三、七〇一	昭和十一年度	二五七、〇七八	昭和十年年度	一八九、四一八	昭和九年度	一八一、八一八	昭和八年度	二一九、三六二
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	二九、六九四	昭和十一年度	二〇、一三六	昭和十年年度	一五、二九六	昭和九年度	二〇、三九三	昭和八年度	二〇、一〇八
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	六六三、七九八	昭和十一年度	五〇四、七六七	昭和十年年度	四五五、九二五	昭和九年度	三七八、一九七	昭和八年度	三五六、九三五
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	六七、四三二	昭和十一年度	六九、六五九	昭和十年年度	六七、九三四	昭和九年度	六四、二二八	昭和八年度	六二、五一八
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	五、一五〇	昭和十一年度	六六四、八一七	昭和十年年度	五七五、七三九	昭和九年度	五五〇、一九三	昭和八年度	四九二、四二一
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	一、九八一	昭和十一年度	二、〇八一	昭和十年年度	一九五、二二二	昭和九年度	一九四、二二八	昭和八年度	一、八〇九
營業收益稅附加稅	昭和十二年度	五、九九六	昭和十一年度	一一、三八五	昭和十年年度	八、九一一	昭和九年度	一二、六五四	昭和八年度	五、七七三

(財政)

三六七

二四 市町村税滞納

昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度
總額	四一七、七九〇 円	六三九、七〇八 円	六五五、〇七六 円	七四一、一三三 円
地租附加税	二四、一七一	三四、一九九	四五、六六三	六一、二六四
特別附加税	二〇六、一七五	三〇五、四〇九	三三九、一八五	三九八、二七九
營業附加税	一三三、〇五九	一三三、九四四	二〇、四二八	二二、三九五
其他附加税	一七四、三四五	二七六、一五六	二四九、七九〇	二七二、一七四

二五 縣有財産 (十一月一日現在)

昭和一十一年	昭和一十二年	昭和一十三年	
總額	一三、七六七、三九六 円	二、四五五、五八九 円	四、三六九、四九三 円
土地價額	一四、七七三、四八〇	二、四八一、一三二	四、三一九、四三三
建物價額	一四、六七四、六八三	二、三二五、三四四	四、三一九、四三三
船舶及軌道價額			四、二〇三、九六〇
有價證券及現金			四七二、一八八
其他財産價額			七、四三〇、三六八

二六 市町村基本財産

昭和一十一年度	昭和一十二年度	昭和一十三年度	
總額	九、〇一三、五二〇 円	七、五八三、八三三 円	六、八二〇、七四七 円
一般基本財産	六、八三三、三六一	六、〇三二、九三六	五、〇六五、六五三
特別基本財産	六、九八八、七三四	六、二二一、五七四	五、五七二、七六一
土地價額			一、九八〇、六一一 円
建物價額			四二二、六五五 円
證券			一一五、一三八 円
現金			一四〇、〇三四 円
市町平均			一、四二九、六八七 円

全管

郡市別 昭和十三年三月三十一日現在

宮崎郡	那珂郡	北諸郡	西諸郡	東諸郡	兒湯郡	東白杵郡
總額	七三三、〇七〇	一、〇三三、二九九	六二四、〇七三	三九二、八八六	八七八、三九二	一、〇七四、四四九
土地價額	六一四、七九七	八五三、六四一	五四六、四二四	三三九、九一八	七四六、七五六	六七六、四四三
建物價額	五五〇、三〇八	七五六、七九九	四六〇、〇六九	二二二、一三一	七〇二、七〇九	五九四、六六九
證券	一、〇六五	一〇、八九〇	一〇、九一九	一、五〇〇	五、八七八	二四、五四四
現金	一六、一八〇	二、五五〇	六二、七〇五	八、五六五	八、七九〇	二、四九〇
市町平均	四七、二四四	二二、一五七	七二、八八六	三三、五八二	二九、六〇四	四四、七四〇
特別基本財産	一〇七、二七三	一六九、五九八	六三、九五二	六二、九六八	一三一、六三六	三九八、〇〇六
其他	六五、六四三	六三、三四一	五六、一二七	一、二五、四八五	七六、七四六	二六、一三〇

(財政)

總額	一般基本財産				特別 本財産
	土地 價額	建物 價額	證券 價額	現金	
延都宮西	六二五、二五三	一、六五〇	九、八五〇	七〇、六九八	一〇一、七二四
岡城崎	一〇〇、一八一	三、九一一	一、〇〇〇	七〇、六九八	六二、五三五
市市市郡	二五九、九四二	三、九一一	三〇〇	五六、六九八	一〇一、〇一八
總額	一四一、四七二	三〇、〇〇〇	七、〇七〇	一六九、九四一	二五、九九四
特別 本財産	二四、四七二	九七、七八六	三〇、〇〇〇	五、五六一	一四、四七二

二七 市町村普通財産

昭 和 十 年 度	昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	全 管				
			總額	土地價額	建物價額	有價證券 價額	現金
八、〇五九、八四九	二、一九二、一三三	四、五五九、二六四	二、六三三、三五九	一、九二二、四〇〇	七六〇	三三、四三五	一、二〇〇
八、三九五、五八一	二、一八四、六四三	四、一七〇、九一〇	二、一八九、〇一〇	六、一八二、四八八	七八〇	二七、六七一	
四、五五九、二六四	二、一八四、六四三	二、六三三、三五九	二、一八九、〇一〇	五、八六六、五二七	七六〇	二七、六七一	

郡市別

昭和十三年三月三十一日現在

宮崎	南	那珂	諸	東	兒	白	西	延	總額				
									土地價額	建物價額	有價證券 價額	現金	其 他 財 産 價 額
宮崎	那珂	諸	東	兒	白	西	延	四六七、四〇〇	三五四、二〇七	一一一、五五〇	六〇〇	七八三	
諸	那	縣	縣	縣	縣	縣	縣	三七七、五四六	二八九、〇一〇	八六、九三〇	一八〇	一、四三六	
東	兒	白	西	延	宮	崎	宮	二八三、〇三三	一一九、三九九	一五三、三七〇		一〇、三五四	
諸	東	白	西	延	宮	崎	宮	一〇四、六九〇	五五、五八七	四八、〇六二		一、〇八一	
東	兒	白	西	延	宮	崎	宮	六二五、一五六	三三〇、〇一八	二二、一〇六		七、〇三三	
兒	白	西	延	宮	崎	宮	宮	四八、四三三	二五、一八三	三、三六二		一、七八九	
西	延	宮	宮	宮	宮	宮	宮	五八、一七三	五四、六七三	三、五〇〇		一、八七九	
宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	一二九、五五七	一〇九、五五七	二〇、〇〇〇		一、〇八一	
宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	一八、五四九	一七、五九八	六五一		一、〇八一	
宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	一四、五二〇	一三、三二八	五二九、七二九		一、〇八一	

(財政)

二八 地方債

官公吏及文書

受附文書が十七萬

發送文書が三十五萬

昭 和 十 一 年 度	昭 和 十 二 年 度	昭 和 十 三 年 度	全 管	總 額	縣 債	市 債	町 村 債	町 村 債	水 利 債	人 口
二 五、〇八一、四五二	二 六、〇五一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	一 三、四三四、三五四	五、三三二、七九九	一 八八、〇六四	六、〇九二、〇四九	一 四四、一八五	二 九、一四四
二 六、〇五一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	一 四、四三〇、五二六	五、二六七、五〇五	二 〇六、八二五	六、〇二八、五六八	一 三八、〇三七	三 〇、二七一
二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	一 四、一五三、二二八	四、七六四、二六三	二 五〇、六七一	五、八八七、六〇一	一 四九、九八九	二 九、六七〇
二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	三 七六、九〇〇	八〇〇、八一九	一 八八、〇六四	一、五五七、八六三	九 五、九一八	三 〇、一七九
二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	一 三二、八〇〇	四〇二、八二二	一 一、一	一、三〇〇、二〇九	一 九、九三三	〇、六四五
二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	一、〇九二、七三四	二、六、五七一	一、一、一	一、四二二、九四三	一、九、九三三	三、一七九
二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二、二二七、二二七	一、六七一、一八	一、一、一	一、四二二、九四三	一、九、九三三	六、一九四
二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二、九六四、三八八	九、五、七二六	一、一、一	一、四二二、九四三	一、九、九三三	三、九九五
二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	二 五、〇八一、四五二	六、六五一、三二五	二、〇二五、七四四	一、一、一	一、四二二、九四三	一、九、九三三	一、九五四

昭
和
十
四
年
三
月
三
十
一
日
現
在

露光量違いの為重複撮影

官公吏及文書

受附文書が十七萬

發送文書が三十五萬

昭昭和昭和昭
和和和
十十二十三
一二年三
年年度度

總額
縣債
市債
町債
組合債
村債
水利債
一人當

管内

目的別

昭和十四年三月三十一日現在

教育費	二,七三三,五八二	三,七六,九〇〇	八〇〇,八一九	一,五五七,八六三	九,五九,八一八	三〇,一七九
衛生費	五,五五,八三〇	一,三二,八〇〇	四〇二,八二二	二,〇〇,二〇九	三,〇〇,〇〇〇	六,〇〇,〇〇〇
勸業費	二,七三五,四四三	一,〇九二,七三四	二二六,五七一	一,三三〇,二二〇	九,五九,八一八	〇,六四五
土木費	五,三三〇,二二一	二,二一七,二七	一,六七一,一八	一,四二一,九四三	一九,九三四	三,一九九
災害ノ他	三,四三八,二五四	二,九六四,三八八	九五,七二六	三五,六〇九	二六,五三一	六,一九九
	一〇,二八七,一三〇	六,六五一,三一五	二,〇二五,七四四	一,八八,〇六四	一,八〇三	一一,九五五

縣官吏職員

(昭和十三年十二月三十一日現在)

官職	人員	俸給年額
總數	一、六六五	一、二五三、二七 ^円
勅任官(知事)	一	四、六五〇
總書記	三	四六、五三〇
地方事務官	四	一一、六二〇
地方學官	七	一一、二五〇
地方警視	一	一、三〇〇
地方小作官	一	六、五〇〇
地方技師	五	一、八二〇
(官公吏及文書)	五	一四、一四〇

官職	人員	俸給年額
總數	八六	一三九、〇一〇 ^円
道木路技師	三	四、四一〇
道木路技師	一	一、三〇〇
土地農林主事	二	七、五四〇
土地農林主事	四	一七、六九〇
地方農林技師	二	七、五〇〇
地方農林技師	四	一七、六九〇
地方商工技師	一	七、三、五二〇
地方商工技師	五	八、二二〇
地方統計技師	一	一、六五〇
地方衛生技師	一	一、三〇〇
地方衛生技師	五	二、七〇〇
地方工業技師	一	九、八一〇
地方工業技師	三	二、四三〇
地方商業技師	一	一、三〇〇
地方商業技師	二	一、三〇〇
社會教育主事	一	二、一五〇
社會教育主事	一	一、八二〇
社會教育主事	一	一、八二〇
社會教育主事	一	一、四七〇
土木防疫主事	一	一、四七〇

三七三

官職	官任判		人員	俸給年額
	判	任		
總務課	總務課長	總務課長補手	1	118,680
視學官	視學官	視學官補手	5	6,480
警務課	警務課長	警務課長補手	2	15,328
技師	技師	技師補手	2	16,522
警部	警部	警部補手	4	20,100
總務課	總務課長	總務課長補手	3	36,756
道路課	道路課長	道路課長補手	2	8,228
道路課	道路課長	道路課長補手	2	8,228
土木課	土木課長	土木課長補手	3	17,388
農林課	農林課長	農林課長補手	4	31,164
農林技師	農林技師	農林技師補手	1	14,830

官職	任		人員	俸給年額
	任	遇		
商工主事補	商工主事補	商工主事補	6	38,764
商工技師	商工技師	商工技師	3	25,300
統計主事補	統計主事補	統計主事補	4	17,648
衛生主事補	衛生主事補	衛生主事補	1	6,000
衛生技師	衛生技師	衛生技師	2	7,632
社會事業主事補	社會事業主事補	社會事業主事補	3	20,364
社會教育主事補	社會教育主事補	社會教育主事補	2	21,600
地方警察技師	地方警察技師	地方警察技師	1	10,100
建築技師	建築技師	建築技師	2	10,222
防疫監	防疫監	防疫監	2	1,380
防疫醫	防疫醫	防疫醫	2	1,680
巡査	巡査	巡査	5	30,732
縣吏	縣吏	縣吏	1	17,764
雇員	雇員	雇員	1	66,804
嘱託	嘱託	嘱託	3	28,236

三七四

二〇〇 市町村吏員

(十二月三十一日現在)

職名	昭和三十二年		昭和三十一年	
	人員	報酬及給料	人員	報酬及給料
總務課長	1	131,800	1	127,264
市町村長	1	81,152	1	75,636
助役	1	60,032	1	56,634
収入役	1	53,658	1	52,284
副収入役	3	15,242	7	3,338
常設委員	1	10,012	1	5,852
區長	1	10,012	1	6,054
區長代理	1	7,534	1	5,994
技師	1	22,522	1	2,206
技師補手	1	48,184	1	4,354
書記	1	71,536	1	43,540
書記補手	1	71,536	1	43,540
其他	1	71,536	1	43,540
合計	16	678,000	16	678,000

表中報酬及給料は年額トス
(官公吏及文書)

三七五

二八二 受發文書

三七六

昭和三十二年	昭和三十一年	總數		知事官房		總務部			
		收	送	秘書係	文書係	人事課	統計課	庶務課	地方課
一七三、五四八	一五八、六四九	一四六	一四七	一、五七	一、九七九	一、二、四七六	四、五八〇	九、五五四	一、二、五〇五
一七〇、〇六九	一五八、六四九	四三三	一四七	一、二七五	二、二〇九	一七、一八九	二、〇八一	一、一、七九六	九、七六七
三三三、七三九	二七六、九九七	二、〇三二	一四七	三、二五四	一、三四一	一五、〇六七	三、四二六	一、三、九六六	一、一、八三〇
二七六、九九七	二七六、九九七	一、〇四四	七四四	二、九一七	五、六三三	一八、四七六	六、九五九	一五、一八三	一三、〇五七
三三二、六四三	二七六、九九七	七四四	七四四	二、三五八	一、四七九	二〇、七九七	四、五五三	一八、七六二	一、一、二二五

經濟部

學務部

土木課 農務課 蠶糸課 商工 規畫課 林務課 耕地課 學務課 社會課 社寺
水產課

昭和三十二年	昭和三十一年	收		送	
		收	送	受	送
八、三五二	一〇、七五三	一九、〇五三	六、六三一	一〇、一九三	一一、八〇三
一〇、三七二	一四、〇七六	九、一四四	九、一四四	六、八三六	一一、七六三
一〇、七五三	一一、二六三	五、八五五	六、七七九	一一、四六二	六、五九五
四、六〇八	二八、六一一	四、二六八	二八、九六〇	一五、四六九	一三、七六七
九、二四六	三三、八三〇	一一、〇七五	九、一〇六	一六、〇五八	一〇、八七六
九、九二三	二〇、七七五	三、七八七	七、七八〇	一八、六〇〇	七、五五八
八、三五二	一九、〇五三	六、六三一	一〇、一九三	一一、八〇三	六、九八五
一〇、三七二	一四、〇七六	九、一四四	六、八三六	一一、七六三	七、五二八
一〇、七五三	一一、二六三	五、八五五	六、七七九	一一、四六二	六、五九五
三二、五七一	三三、五七一	三三、五七一	三三、五七一	三三、五七一	三三、五七一
二二、三四〇	二二、三四〇	二二、三四〇	二二、三四〇	二二、三四〇	二二、三四〇
六、九五五	六、九五五	六、九五五	六、九五五	六、九五五	六、九五五
八五、〇六九	七二、五二四	八五、〇六九	七二、五二四	八五、〇六九	七二、五二四
七六、九八五	三六、七六四	七六、九八五	三六、七六四	七六、九八五	三六、七六四
一六、五三七	一六、五三七	一六、五三七	一六、五三七	一六、五三七	一六、五三七
一五、六九六	一五、六九六	一五、六九六	一五、六九六	一五、六九六	一五、六九六

(官公吏及文書)

三七七

附

錄

附錄

一 郡市町村區劃

(・ハ役所役場所在地)

(現住戶數、現住人口ハ昭和十三年十月一日現在)

總數	面積 方呎	現住戶數	現住人口	局名	電話
總數	七、七三六	一五、三三一	八六、二〇五	—	—
清武村	四二	三、七九八	七〇、一三三	清武	—
田野村	四	一、五七九	八、六八三	田野	—
生目村	一〇三	一、三六七	八、〇五六	生目	—
瓜生野村	三四	一、一七九	六、七三三	瓜生野	—
那珂村	一八	五三三	二、九二七	那珂	—
佐土原町	二七	六三九	三、五四〇	佐土原	七四
廣瀨村	一〇	一、〇六〇	四、八三〇	廣瀨	—
住吉村	三〇	一、五六一	八、一三三	住吉	—
赤江町	二六	一、二一八	六、〇六三	赤江	—
木花村	六	一、七四四	一、三三三	木花	一六六
青島村	六五	九九六	五、一六〇	青島	—
折生迫、内海	三	一、〇〇二	四、八八八	折生迫、内海	—

(附錄)

大字名

大字名	面積 方	現住戶數	現住人口	局名	電話 番號
總數	八三四	一六、八八三	五、二四八	肥	四
飲肥町	四三	一、八〇三	九、四三二	肥	四
吾田村	二八	一、二四〇	七、六八九	油津	二二
油津町	四	二、五五五	一〇、五三六	油津	二二
東郷村	二四	六七八	三、七二七	肥	二八
鶴戶村	六六	四四三	二、七二八	肥	二九
北郷村	一七九	一、二六	六、二〇八	肥	二九
酒谷村	八六	七三八	四、一五一	肥	二四
細田村	二七	一、二二	六、四〇七	肥	二四
南郷村	四三	一、五七五	一〇、五〇六	目井津	四
榎原村	三九	四七八	二、五八一	榎原	一
大東村	九〇	九三七	五、九八四	大東	一
福島町	三九	一、六三四	九、九三三	福島	一
北方村	三〇	七八八	五、三四三	北方	一
本城村	六二	七七九	四、三三六	本城	一

郡珂那南

本城村 本城、崎田
 北方村 南方、北方、秋山、串間
 福島町 奴久見、高松、西方
 大東村 奈留、大平、一氏、大矢取
 榎原村 大窪、橋ノ口
 南郷村 津屋野、谷ノ口、脇本、中村、湯上、贊波
 細田村 毛吉田、萩ノ嶺、上方、下方、塚田
 酒谷村 |
 北郷村 郷ノ原、大藤、北河内
 鶴戶村 益安、松永、東辨分、平山、風田、殿所
 東郷村 宮浦、伊比井、富士
 油津町 |
 吾田村 星倉、隈谷、戸高、西辨分、平野
 飲肥町 楠原、吉野方、板敷、本町、今町
 總數 |

郡縣諸北

大字名	面積 方	現住戶數	現住人口	局名	電話 番號
市木村	三七	四七五	二、七三六	市木	一
都井村	三九	四六五	三、一九四	都井	一
總數	六八九	一四、六五四	八、九、五三三	都	一
中郷村	七五	一、六〇六	八、九四三	都	三四
三股村	一一	二、三五五	一三、九五七	都	四七
山口村	九七	一、三三八	七、八四八	高城	三五
高城町	九六	二、一四七	一三、二四一	高城	一
志和池村	二	一、二二四	七、六八六	高城	三六
庄内町	二八	一、六〇二	一、八八八	庄内	一
西嶽村	一〇一	九五〇	六、二五一	西嶽	一
山田村	六二	一、四一〇	九、六〇六	庄内	四八
高崎村	九〇	二、一三二	一三、一一三	高崎	一
總數	九三七	一五、四一三	八、四、五六三	高	一
小林町	二〇六	五、四八〇	二九、二八二	小林	四九
高原町	八六	二、三三四	一三、三三四	高原	三
野尻村	九二	一、五五五	八、七八八	野尻	一

(附錄)

三

大字名

大字名	面積 方町	現住戸數	現住人口	電話 局名番號
北浦村	101	1,008	5,819	北浦
南浦村	45	595	3,796	南浦
北川村	27	495	8,599	北川
南方村	68	1,468	9,497	南方
北方村	100	1,711	10,499	北方
西郷村	133	860	4,779	西郷
北郷村	152	1,098	6,536	北郷
東郷村	177	1,049	6,081	東郷
南郷村	219	1,497	8,886	南郷
岩脇村	29	753	3,981	岩脇
富島町	70	3,818	19,633	富島
門川町	130	2,359	13,674	門川
總數	1,582	17,633	101,792	

郡杵白東

郡杵白西

大字名	面積 方町	現住戸數	現住人口	電話 局名番號
高千穂町	75	1,524	9,741	高千穂
上野村	39	600	3,817	上野
岩戸村	166	1,940	10,055	岩戸
七折村	88	1,031	7,834	七折
岩井川村	94	611	4,730	岩井川
諸塚村	188	1,130	7,111	諸塚
椎葉村	537	1,391	10,594	椎葉
鞍岡村	75	450	2,351	鞍岡
三ヶ所村	96	1,047	5,666	三ヶ所
田原村	54	604	3,524	田原
宮崎市	62	13,336	66,208	宮崎
都城市	73	12,126	65,935	都城
延岡市	174	15,868	88,327	延岡
總數	1,411	10,110	65,433	

(附錄)

延岡 東海出張所 四四〇

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

延岡 東海出張所 七三

附錄 二 警察官區

(×) 巡查部長派出所 (○) 水上派出所 ● 警部補派出所

署名	所在地	巡查	面積	所轄
宮崎警察署	宮崎市	派出所 駐在所 × 三 一四	三・二六 方里	宮崎郡 赤江町、住吉村、廣瀨村、佐土原町、那珂村、瓜生野村、生目村、清武村、田野村、青島村、木花村
飯肥警察署	南那珂郡飯肥町	—	九・二七・五九	南那珂郡 飯肥町、酒谷村、吾田村、東郷村、鶴戸村、北郷村
油津警察署	全郡 油津町	○ 一	九・六七	南那珂郡 油津町、南郷村、市木村、細田村、榎原村
福島警察署	全郡 福島町	× 一	一六・八三	南那珂郡 福島町、本城村、都井村、北方村、大束村
都城警察署	都城市	× 三 八	四九・四二	北諸縣郡 中郷村、三股村、高城町、山之口村、高崎村、庄内町、西嶽村、山田村、志和池村
小林警察署	西諸縣郡小林町	× 一	六〇・七五	西諸縣郡 小林町、須木村、野尻村、高原町、加久藤村、飯野村、眞幸村

高岡警察署	東諸縣郡高岡町	× 一 一	八・二四・九〇	東諸縣郡 高岡町、穆佐村、倉岡村、木脇村、八代村、本庄町、綾町
高鍋警察署	兒湯郡高鍋町	× 一	二七・七六	高鍋郡 高鍋町、上江村、木城村、都農町、川南村、美々津町、富田村、新田村
妻警察署	全郡妻町	× 一	四八・二二	妻町、都於郡村、三財村、三納村、上穂北村、西米良村、東米良村
富島警察署	東白杵郡富島町	× 〇 二	八九・〇〇	西郷郡 富島町、岩脇村、東郷村、西郷村、椎葉村
延岡警察署	延岡市	× 三 五	七二・八七	東白杵郡 北郷村、門川町、北方村、北浦村、北川村、南浦村、南方村
高千穂警察署	西白杵郡高千穂町	× 三	四四・五六	高千穂郡 高千穂町、七折村、岩井川村、岩戸村、上野村、田原村、三ヶ所村、鞍岡村

(附錄)

附錄

三 裁判所及登記管區

裁判所名

直轄出張所

所在地

管轄區域

宮崎地方裁判所

直轄出張所

宮崎市

宮崎縣一圓

田野出張所

宮崎郡田野村

宮崎郡ノ内田野村

廣瀨出張所

全郡廣瀨村

全郡ノ内廣瀨村、住吉村、兒湯郡ノ内富田村、

青島出張所

全郡青島村

全郡ノ内青島村、木花村

佐土原出張所

全郡佐土原町

全郡ノ内佐土原町、那珂村、兒湯郡ノ内新田村

高岡出張所

東諸郡高岡町

東諸郡ノ内高岡町、穆佐村、倉岡村

本庄出張所

全郡本庄町

全郡ノ内本庄町、木脇村、綾町、八代村

高鍋出張所

兒湯郡高鍋町

兒湯郡ノ内高鍋町、木城村

都農出張所

全郡都農町

全郡ノ内川南村、都農町、美々津町

妻出張所

全郡妻町

全郡ノ内妻町、上穂北村

西米良出張所

全郡西米良村

全郡ノ内東米良村、西米良村

三財出張所

全郡三財村

全郡ノ内都於郡村、三財村、三納村

宮崎區裁判所

飫肥區裁判所

都城區裁判所

直轄出張所

南那珂郡飫肥町

南那珂郡ノ内飫肥町、吾田村、油津町、東郷村、

中村出張所

全郡南郷村

全郡ノ内南郷村、細田村、榎原村、市木村

福島出張所

全郡福島町

全郡ノ内福島町、北方村、大東村

本城出張所

全郡本城村

全郡ノ内本城村、都井村

北郷出張所

全郡北郷村

全郡ノ内北郷村

直轄出張所

都城市

都城市、北諸郡ノ内中郷村

高城出張所

北諸郡高城町

北諸郡ノ内高城町、山之口村

庄内出張所

全郡庄内町

全郡ノ内庄内町、西嶽村、山田村、志和池村

高崎出張所

全郡高崎村

全郡ノ内高崎村

三股出張所

全郡三股村

全郡ノ内三股村

小林出張所

西諸郡小林町

西諸郡ノ内小林町、須木村、高原町

加久藤出張所

全郡加久藤村

全郡ノ内加久藤村、眞幸村、飯野村

野尻出張所

全郡野尻村

全郡ノ内野尻村

直轄出張所

延岡市

延岡市、東白杵郡ノ内南方村

瀧下出張所

東白杵郡北方村

東白杵郡ノ内北方村

田代出張所

全郡西郷村

全郡ノ内西郷村、北郷村

(附錄)

裁判所名	直轄出張所	所在地	管轄區域	市町村數
延岡區裁判所	富高出張所	全郡富島町	全郡ノ内富島町、岩脇村	一一
	東郷出張所	全郡東郷村	全郡ノ内東郷村	一一
	神門出張所	全郡南郷村	全郡ノ内南郷村	一一
	古江出張所	全郡北浦村	全郡ノ内北浦村、南浦村	一一
	北川出張所	全郡北川村	全郡ノ内北川村	一一
	門川出張所	全郡門川町	全郡ノ内門川町	一一
	直轄	西臼杵郡高千穂町	西臼杵郡ノ内高千穂町、上野村、岩戸村、田原村	一一
	鞍岡出張所	全郡鞍岡村	全郡ノ内鞍岡村、三ヶ所村	一一
	岩井川出張所	全郡岩井川村	全郡ノ内七折村、岩井川村	一一
	諸塚出張所	全郡諸塚村	全郡ノ内諸塚村	一一
高千穂區裁判所	椎葉出張所	全郡椎葉村	全郡ノ内椎葉村	一一

附錄

四 稅務署管區

監督局 稅務署 熊本市 管轄區域 市町村數

監督局	稅務署	所在地	管轄區域	市町村數
熊本稅務監督局	宮崎稅務署	宮崎市	宮崎縣全郡	一一
	飯肥稅務署	南那珂郡飯肥町	南那珂郡全郡	一一
	都城稅務署	都城	北諸縣郡全郡	一一
	高鍋稅務署	兒湯郡高鍋町	西諸縣郡全郡	一一
	延岡稅務署	延岡市	東臼杵郡全郡	一一
	高千穂稅務署	西臼杵郡高千穂町	西臼杵郡全郡	一一

附錄

五 營林署管區

(ナ附シタルハ他ノ營林署ノ管轄ニ跨ルモノナリ)

營林局	營林署	所在地	管轄區域	市町村數
熊本營林局	延岡	延岡市	延岡市、東臼杵郡ノ内北浦村、南浦村、門川町、北郷村、北方村、北川村ノ全部及西臼杵郡一圓	一八
	美々津	兒湯郡美々津町	東臼杵郡ノ内岩脇村、富島町、南郷村、西郷村、東郷村、兒湯郡ノ内美々津町、川南村、都農町	一八

(附錄)

營林署	所在地	管轄區	市町村數
高鍋	全郡高鍋町	〔兒湯郡ノ内高鍋町、富田村、新田村、木城村上穂北村ノ一部〕	(一)四
妻	全郡妻町	〔兒湯郡ノ内妻町、三納村、三財村、東米良村西米良村、都於郡村、上穂北村ノ一部及東諸縣郡ノ内木脇村、八代村ノ一部〕	(二)八
宮崎	宮崎市	〔宮崎市、宮崎郡(除生目村)、北諸縣郡ノ内山之口村、南那珂郡ノ内北郷村ノ一部〕	(一)三
高岡	東諸縣郡高岡町	〔東諸縣郡ノ内高岡町、穂佐村、倉岡村、宮崎郡ノ内生目村、北諸縣郡ノ内山之口村ノ一部西諸縣郡ノ内野尻村ノ一部、須木村ノ一部〕	(三)四
綾	全郡綾町	〔東諸縣郡ノ内八代村ノ一部、本庄町、木脇村綾町、西諸縣郡ノ内須木村ノ一部〕	(二)三
小林	西諸縣郡小林町	〔西諸縣郡小林町、須木村ノ一部、高原町、野尻村ノ一部〕	(二)二
高崎	北諸縣郡高崎村	〔北諸縣郡ノ内志和池村、西嶽村、山田村、高崎村〕	(二)四
加久藤	西諸縣郡加久藤村	〔西諸縣郡加久藤村ノ一部、飯野村ノ一部、眞幸村ノ一部〕	(三)

鹿兒島地方專賣局

附錄 六 專賣局管區

專賣支局	出張所	所在地	管轄區	市町村數
都城	都城	〔都市、北諸縣郡ノ内庄内町、中郷村、三股村、高城町及山之口村ノ一部〕		(一)五
飯肥	南那珂郡飯肥町	〔南那珂郡ノ内飯肥町、酒谷村、榎原村、南郷村、細田村、吾田村、油津町、東郷村、鶴戸村、北郷村〕		〇
福島	南那珂郡福島町	〔南那珂郡ノ内福島町、都井村、大東村、本城市、市木村、北方村〕		六
人吉	熊本縣球磨郡大村	〔西諸縣郡ノ内加久藤村、飯野村、眞幸村ノ一部〕		(三)
山野	鹿兒島縣伊佐郡眞幸村ノ一部	〔西諸縣郡ノ内加久藤村ノ一部、飯野村ノ一部〕		(三)
市町村數	括弧ヲ付シタルハ他ノ營林署ノ管轄ニ跨ルモノナリ			
國分	鹿兒島市山下町	〔都城市、北諸縣郡、西諸縣郡〕		二七
宮崎	鹿兒島縣始良郡國分市	〔都城市、北諸縣郡、西諸縣郡、宮崎郡、東諸縣郡、兒湯郡〕		三三
細島	東白杵郡富島町	〔延岡市、東白杵郡〕		三三
福島	南那珂郡福島町	〔南那珂郡〕		二六
高千穂	西白杵郡高千穂町	〔西白杵郡〕		〇

(附錄)

名	稱	郡	所屬	町村	高低	面積	水利
長	園	兒	都於郡村	村	全	二五〇町	否
岩	瓜	全	全	全	全	一〇〇	全
山	田	全	全	全	全	一〇〇	全
岡	松	西	飯真	幸村	全	一〇〇	全
高	原	全	飯野	村	全	一〇五	全
野		諸	村		全	四三八	全

附錄 九 河 川 (流域十里以上)

河川名	水源地名	流末地名	管内經過里程	舟筏區域
高鍋川(下流小丸川)	全郡全村	大字全	一七・三九	三・一八
一	西白杵郡椎葉村	大字大河内	二〇・〇〇	一三・一八
大	鹿兒島縣噯吹郡末吉町	大字南郷	二二・〇六	一三・三七
美	全	郡椎葉村大字不土野	二八・二二	一一・〇九
五	西白杵郡鞍岡村		三三・二四	一一・〇九
五	延岡市東海大字川島		三三・二四	一一・〇九
美	東白杵郡岩脇村	大字幸脇	二八・二二	一一・〇九
大	宮崎市吉村町		二二・〇六	一三・三七
一	兒湯郡富田村	大字富田	二〇・〇〇	一三・一八
高	全	郡高鍋町	一七・三九	三・一八

本庄川(大淀川支流)	熊本縣球磨郡久米村	大字久米	一六・二〇	三・一八
伊	東白杵郡北郷村	大字宇納間	一四・〇三	三・〇〇
北	大分縣大野郡重岡村	大字重岡	一三・三二	七・〇九
寒	兒湯郡西米良村	大字横野	一三・〇〇	二・〇〇
酒	南那珂郡酒谷村		一〇・五五	五・三七
福	北諸縣郡中郷村	大字安久	一〇・八	三・〇〇
清	宮崎郡田野村		一〇・三	三・三七
安	北諸縣郡西嶽村		一〇・〇〇	一

附錄 一〇 瀑 布 (高さ五十尺以上)

名	稱	所在地	高	幅
瀧	ケ	兒湯郡川南村	二二〇尺	三尺
瀧	ケ	西白杵郡上野村	二〇〇	六
瀧	ケ	東白杵郡南方村	一八〇	三
瀧	ケ	兒湯郡木城村	一八〇	三
瀧	ケ	全郡都農町	二〇五	六
瀧	ケ	地内尾鈴山	一九	三

(附錄)

名稱	所在地	高	幅
白糸瀧	西臼杵郡椎葉村大字下福良	一五〇尺	三〇
須木瀧	西諸縣郡須木村字轟下	一三〇	三〇
岩見瀧	南那珂郡北郷村大字郷之原	一三〇	一八
ツブ見瀧	全郡全 村大字北河内	一三〇	三〇
明泉瀧	兒湯郡都於郡村大字鹿野野田字瀧下	一三〇	三〇
土々瀧	西臼杵郡上野村大字上野	一三〇	三〇
ウツノ瀧	全郡三ヶ所村	一三〇	三〇
鳴瀧	全郡田原村大字河内	一〇〇	一〇
オセ音瀧	東臼杵郡北川村大字川内名	一〇〇	一〇
観音瀧	全郡西郷村大字小原	九〇	一〇
観音瀧	全郡全 村大字田代	九〇	一〇
那智原ノ瀧	全郡北川村大字長井	九〇	一〇
那智原ノ瀧	延岡市東海大字川島字崩ヶ内	七九	一〇
小篠布瀧	兒湯郡川南村大字川南丸尾	七三	一〇
	南那珂郡酒谷村	七三	九

名稱	所在地	高	幅
龍宮瀧	西臼杵郡田原村大字五ヶ所	七〇	四〇
観音瀧	全郡全 村大字 全	六〇	六〇
観音瀧	東臼杵郡北川村大字川内名	六〇	八
観音瀧	兒湯郡都農町地内舊牧内	六〇	一〇
關之尾瀧	北諸縣郡庄内町字城瀬	五〇	一〇
白水瀧	兒湯郡上穂北村大字穂北	五〇	三〇

附録 二 池 沼 湖 (面積十町歩以上)

名稱	所在地	周圍	面積	町廣	町袤
御池	西諸縣郡高原町大字蒲牟田	三六町	一〇〇町	八・三〇町	八・三〇町
御池	西諸縣郡飯野村大字末永	二四	一九	四・三〇	四・三〇
永池	宮崎郡住吉村大字島之内	二〇	一四	一・二〇	八・五〇
金銅ヶ池	東臼杵郡南方村字里露	二	一〇	一・三五	一・五〇

(附録)

附録 三 島 嶼

名 稱	所屬地名	周圍	面積	地 名	最近陸地	里 程
島 之 浦	東臼杵郡南浦村	三〇〇	〇・三〇	東臼杵郡北浦村	〇・一八	三〇〇
大 島	南那珂郡南郷村	二〇四	〇・一〇	南那珂郡油津町	三〇〇	

附録 三 名所及舊蹟

名 稱

摘

要

所在地

神日本磐余彦尊即ち神武天皇を奉祀し、相殿に鷦鷯草葺不合尊及び玉依姫命を祭る。社は神武天皇の皇子神八井耳命の御子建磐龍命が筑紫碩綬の爲め此の地に來られ、其の舊都の遺蹟に就いて創建し給ふたといふのである。併し舊記に依るに、崇神天皇の御代或は景行天皇の熊襲御親征の際此の宮殿の建營をなし、應神天皇の御宇日向の國造老男其の鎮祭をなし後幾度か土持、有馬、内藤の諸氏に依つて

官幣宮崎神宮
大社

造營され、從來神武天皇社と稱してゐたが、明治六年五月縣社となつてから、宮崎神社と稱ふるに至り、更に八年八月國幣中社に列し、十一年五月宮崎宮と改稱された。十八年四月官幣大社に昇格し、十九年社殿を新に造營して遷宮の式を行はせ給ふ。三十二年、大祭會の組織成るに及んで神苑の擴張に着手し、四十年十月竣成して同月御遷座式を執行され越えて大正二年七月宮崎神宮と改稱された。神宮境内の面積は四萬七千七坪、總工費三十二萬圓を要してゐる。構造は流破風又は切破風造り頗る高雅にして清楚を極め境内甚だ廣く樹木鬱蒼として茂り、噴水泉池は固より境内には日向の古墳出土品其他參考品を陳列した徴古館があり、毎年十月二十六日を例祭とし三日間に互り壯嚴なる御幸があり、宮崎市唯一の年中行事の祭典である。

宮崎市神宮町

景 清 廟

宮崎神宮の西方約十町下北方の臺地にあり。往時寺あり神集山沙汰寺と云ふ。惡七兵衛景清居住の跡と傳へ今は唯廟祀のみを存してゐる。古來眼疾に驗ありとし、賽者常に絶ゆることなし。境内に景清の娘人丸姫の墓石がある。

宮崎市下北方町

(附録)

名稱

摘

要

所在地

二四

小戸神社

景行天皇熊襲御親征の時、勅願の創建に係ると傳へ村社にして伊弉諾尊を奉祀す。往古は大湍河口、舊檉村下別府に在つたが寛文二年の震災に陥没して海となりしため一時上別府大渡の上につつし、ついで現在の宮崎市上野町に遷祀されて近年に及んだが市の道路擴張に伴ひ昭和八年二月更に下水流町(通稱鶴の島)に遷祀されたものである。

宮崎市下水流町

一ツ葉

宮崎市の東端、元標より自動車約十分、白砂青松の汀は南北三里に及ぶ夏期は海水浴場として日向名勝の一つである。

宮崎市新別府町

天神山公園

地高く、遙に太平洋を望み、眼下に大湍川を挟み宮崎の市街を一眸の中に收む。縣立農事試験場の園藝部亦此處に在りて、果樹實り草花亦燦爛たり。丘上各所に亭とベンチを設く。又西方の低地に模範竹林を設置す尙附近に宏大なる武徳殿と青年修養道場がある。

宮崎市太田町

縣江田神社

一ツ葉の北約一里。諸冊二神を奉祀す。日向式内四座の一にして俗に産母神社とも云ふ、境内老樹蒼鬱幽靜を極む。本社を中心とし南北三里の海岸は諾尊禊祓の古傳説地で、その中ノ瀬は本社附近であること、ただし大湍河畔説も古くから傳へられてゐる。

宮崎市山崎町

縣社兼生目神社

市外生目村に在り。品陀和氣尊、並藤原景清を合祀す、後彦火々出見尊、鵜鷺草葺不合尊を合祀せり。境域幽寂古來眼疾に功驗ありとし遠く縣外より來賽絶ゆることなし。宮崎市より自動車約二十分。

宮崎郡生目村

住吉神社

村社にして、表筒男、中筒男、底筒男の三神を合祀す。海波漂渺雲際に接し展望絶佳なり。樹亭の設あり賽詣遊覽の客絶へず。名物糠路飴及彈き猿あり。日向住吉驛より徒歩約四十分。

宮崎郡住吉村

久峰觀音

廣瀬驛より、西行すること徒歩約四十分、丘上に堂宇あり、敏達帝の世僧日羅聖者の建立と傳ふ。境内幽靜眺望秀絶賽者常に絶へず。名物「久峰鶏」は神武帝の御幼時に愛玩された玩具にはじまるこの口碑がある。

宮崎郡廣瀬村

青島

宮崎市を距る南四里、宮鐵青島驛を下れば東數町の海上に一小島がある平時は半島をなし満潮には島となる。周圍約半里地盤は第三紀層の砂岩と頁岩の互層をなせるもので頗る奇觀である。草木の多くは熱帶性植物にして就中ビロウ樹は鬱然全島を掩ひ翠影瀟々眞に青島である。中に村社 青島神社あり、天津彦火々出見尊、豐玉姬命、瓊土翁を奉祀す。夏期は最適の海水浴場として遊客頗る多し。

宮崎郡青島村

(附録)

二五

名 所

摘

要

所在地

官幣
大社 鶴戸神宮

宮崎より自動車約一時間半。途中曲折蜿蜒數里白波車窓に散り太平洋の壯觀送迎に違なし。速日峯の東端壯嚴亂立怒濤咆哮する所一大洞窟あり東西二十一間南北十六間高一丈八尺、窟内に社殿を建て、鶴鷄草葺不合尊を奉祀す。境内約七萬坪、速日峯の頂上に御陵墓傳説地吾平山上陵あり。宮内省の所管に屬す。

南那珂郡鶴戸村

縣
社 榎原神社

萬治元年飢饉藩主伊東祐久初めて社殿を造營し、鶴鷄草葺不合尊外五神を奉祀す。殿宇宏壯境内幽雅賽者常に絶えず。榎原驛より徒歩約五分。

南那珂郡榎原村

梅
ヶ
濱

油津驛より徒歩約十五分、油津市街の東方一丘を隔てたる海岸をいふ。翠松白砂相連り奇巖怪礁渣汗に立ち白波奔騰雲山を崩す。右方は一望無涯、左方は鶴戸の岬より風田一帯の松林に至る長汀曲浦を望み風趣頗る秀麗である、又海水浴場として、遠近の遊客頗る多し。

南那珂郡油津町

都井岬と蘇鐵

有明灣の東南海抜二百五十米の丘阜一眸萬里の景勝の地である。岬の鼻に村社御崎神社あり 底津少童命外二神を奉祀し、和銅元年の創建なりと傳ふ。丘阜一帯は野生の蘇鐵樹簇生し千狀萬態奇觀言ふべからず。大正十年三月天然紀念物(都井の蘇鐵自生地)として指定せらる。又野生の

南那珂郡都井村

牧馬群遊するもの幾百頭なるを知らず。都井岬燈臺亦此處に建設せられ海抜二百五十五米東洋一と稱せらる。福島中町驛より自動車約四十分。

縣
社 神柱神社

天照皇大神、豐受大神を奉祀す。創建萬壽三年。社殿清淨、神苑宏大、西に接して小松原公園がある。都城驛より徒歩約五分。

都 城市

攝
護
寺

眞宗本願寺派に屬する寺院にして、明治九年初めて上町に説教所として建設し同十五年攝護寺と稱するに至り、越へて明治十七年現地に移り同四十五年改築されたものである。地域廣大、堂宇輪奐の美を極む、近郷の名刹である。西都城驛より徒歩約十分。

都 城市

關の尾の甌穴及
關の尾の瀧

庄内川の上流にして河床霧島燔岩の粗大な柱狀節理に流水の侵蝕作用が加はり長さ約五百米巾約四十米に互り無數の甌穴を作り、洶に奇觀を呈す。天然紀念物として指定さる。又其の下流は一大飛瀑をなす、直下五十八米激流奔下し水烟雲山を崩し夏尙寒い感がする。都城市より自動車約二十分。

北諸縣郡庄内町

(附 録)

名稱

摘

要

所在地

二八

官幣神社
宮崎神宮別宮
狹野神社

靈峰霧島の登山口にあり、神武天皇御降誕の地と稱し、官幣神社宮崎神宮の別宮にして、孝昭帝の朝の創建なりと傳ふ。八町の參道巨杉楡立して天を摩す。慶長四年島津義弘の征韓戰捷奉賽の爲植えたものと云ふ。往年天然紀念物として指定さる。又境内は佛法僧の渡來地及其の繁殖地である。同じく天然紀念物として指定されてゐる。高原驛より自動車約二十分。

西諸縣郡高原町

霧島山
(國立公園)

日向、大隅の二國に跨り海拔五千九百九十尺、周圍三十餘里を擁する一大火山彙で二十五の火口あり、内十餘は火口湖をなし火山學上の特相と變化に富むことは世界有數のものに稱せらる。東西二峰に分かれ東を高千穂峰或は矛の峰と稱し、頂上に天逆矛がある。西を韓國嶽と謂ひこの兩峰を繞り中岳、新燃、矢岳、獅子戸、大幡、夷守、甑、白鳥、飯盛等の群峰がある。山腰は鬱蒼たる樹林で所々に原始林があり狹野杉並木、野海棠、虎斑竹、櫻草、みやまきりしま即ち霧島つじ等幾多の天然紀念物を有し鳥類また種類が多く候鳥佛法僧を始め四時嬌聲を絶つことがない。山容優秀空氣清澄、山中の湖水には群峰反映し雄大多趣なる風景は

西諸縣郡高原町

温泉と相俟つて自然の樂園を形成する。高原驛より高千穂峯頂上まで三里、それより霧島神宮迄二里、又小林より大幡、獅子戸を経て韓國へまた飯野より白鳥温泉を経て蝦野韓國へ登るとよい。昭和九年三月國立公園として指定された。

御

池

霧島山の中腹 霧島東神社の眼下にある。火口湖の一で周圍里餘千年斧鉞を入れない原始林を繞らし嘗て水面に枝葉の浮ばぬと云ふ清淨の靈池で池中に映る靈峰高千穂の眺めは又異彩を放つ。

西諸縣郡高原町

御腰掛岩

小林町夷守嶽の麓道路の東側にあり、景行天皇熊襲御親征の途次御駐蹕の址なりと傳ふ。

西諸縣郡小林町

夫婦岩

小林町の北十町の所清流中に二巨石がある。一は天を摩し、一は地に伏す。俗に之を陰陽石と謂ふ。奇々怪々、造化の妙百聞一見に若かず。小林驛より自動車約十分。

西諸縣郡小林町

野生海棠

白鳥温泉の南三十町玉泉湧く溪流約八十町歩の地は春燦爛の花咲く野海棠の自生地である。天然紀念物として指定さる。

西諸縣郡飯野村

(附録)

二九

名稱

摘要

所在地

白鳥温泉

飯野驛より一里半白鳥山の北麓に石崖を透して湧出する泉水あり。明礬泉で諸症中瘡毒に特效がある。其の他かさ湯温泉、大幡温泉等もある。

西諸縣郡飯野村

京町温泉

京町驛附近一帯は到る處温泉湧き雷温泉、麓温泉、大王温泉、龜深温泉などがある。泉質多様諸病に特效あり。

西諸縣郡眞幸村

吉田温泉

矢岳隧道の山麓にある含鐵食鹽泉で創療に特效あり、鳥津義弘の建てた湯権現がある。一名鹿の湯とも云ふ。京町驛より自動車約十分。

西諸縣郡眞幸村

須木の流

須木川の清流三十五米餘の絶壁に懸り恰も白龍跳下するが如く飛沫雪を散り眞に壯絶を極む。縣の名勝指定地である。小林町驛より自動車約一時間。

西諸縣郡須木村

月知梅

高岡町高濱に在り。往時は香積寺庭一株の梅に過ぎなかつたものが年と共に繁衍し、枝は地に入つて根を成し根は出て幹となる、起伏偃蹇地を掩ふこと方二十間頗る奇觀である。蓋し梅は三州三梅の一に數へられ日向の一名樹たるを失はぬ。天然紀念物に指定さる。宮崎市より自動車約三十分。

東諸縣郡高岡町

本庄の古墳及劍柄神社

町内古墳多く所謂本庄四十八塚がある。又町の中央に 村社劍柄神社あり、俗に本庄の稻荷様と稱し有名である。宮崎市より自動車約三十分。

東諸縣郡本庄町

法華嶽

絶頂に薬師如来を安んず、日本三薬師の一と稱する。眺望開瀾東に日向灘、西に霧島を望み、鰐塚、雙石の諸山、宮崎、兒湯の諸邑脚下に羅布し風光雄秀なり、山中に傳説和泉式部身投の嶽あり。名物玩具法華嶽鴉は粗朴淡彩頗る雅趣に富む。宮崎市より自動車約一時間半。

東諸縣郡八代村

國幣小社都農神社

日向式内四座の一にして 大己貴命を奉祀す。神武天皇御東遷當時の創建と傳ふ。樹道を夾み花時艶麗境内亦清幽泉池配合頗る古雅を極む。都農驛より自動車約五分。

兒湯郡都農町

縣都萬神社

西都原と程遠からず。日向式内四座の一にして 木花開耶姬命を奉祀す。老樟鬱蒼境地頗る清邃なり。附近に妻町郷土館あり。妻驛より徒歩約十分。

兒湯郡妻町

長谷観音

養老元年の開基にして中尊十一面観音は高二丈二尺、他の二體亦觀世音で各一丈八尺あり、大永四年伊東尹祐の再建にかゝる。妻驛より自動車約三十分。

兒湯郡三納村

(附録)

名稱

摘

要

所在地

三二

西都原の史蹟

御陵墓参考地の男狭穂塚、女狭穂塚の二大古墳がある、又之を圍繞する三百餘の古墳群は累々として列び中に横穴式石室を有する鬼ノ窟は觀る者をして一入感興を催さしめる。妻驛より自動車約十分。原頭を東すること六町にして尼寺址があり又其の東五町にして園分寺址がある。景行天皇思邦の歌を詠じ給ひしと傳ふる丹裳の小野亦此の近くにあり。

兒湯郡妻町

座論梅

新田の座論梅は、高岡の月知梅と共に梅の名所であり、その形状亦月知梅に相似て花季には觀客群集す。傳へ曰ふ 神武天皇御巡遊の際、此地に御駐蹕あり、其の尊仰記念に梅樹を植えしものなりと。以て其の起源の舊きを窺はる。三納代驛より徒歩約一時間。

兒湯郡新田村

矢研の瀧

都農驛より西方四里、尾鈴山の中腹名貫の清流幽邃の境にあり。直下六十餘米、銀河中天にかかりて深淵碧水を湛へ、其の壯觀縣下第一の稱たるにそむかず。山中には外に十餘の瀑布がある。

兒湯郡都農町

水郷の延岡市

内藤氏七萬石の舊城下延岡は日豊線下り沿線本縣最初の市街地である。山紫水明の郷、愛宕、城山、今山の名所あり、其の間を五ヶ瀬の清流が東し水郷延岡として情趣豊かな都會。而して又地の利を得て火薬、ペンベルケ、藥品、曹達、レーヨン等の大工場が建設され今や大工業都市として著しい發展を來しつつあり。市の中央に城山公園あり、櫻の名所として名高く、花時は遠近の客踵を接し頗る殷賑を極む。

延岡市

可愛之山陵

瓊々杵尊の御陵墓傳説地である。附近に丁丑の役の激戦地たる長井の陣及南州翁寓居の跡も其の儘に残り、又西北に聳ゆる可愛嶽は所謂孤軍奮闘園を遺して出でたる所、當時西郷以下諸將の薩軍本營たりし民家今尙其の山麓にあつて種々の遺留品を保存して居る。日向長井驛より徒歩約三十分。

東臼杵郡北川村

行藤の瀧

延岡市の西北約三里双峰兀立東を雄嶽、西を雌嶽と云ふ。其の峽間水勢奔激一大飛瀑をなす。高さ百八十餘尺幅三十餘尺眞に天下の奇勝なり。名勝行藤山として指定され、附近に日本武尊、源爲朝に関する傳説地がある。延岡市より自動車約四十分。

東臼杵郡南方村

(附録)

三三

名稱

摘

要

所在地

伊勢ヶ濱と米山

富高、細島の兩町は近時合併して富島町となり益々發展の途上にある。富高は徳川幕府の西國郡代の出張陣屋のあつた所で近時海軍の飛行場も設置された。海濱伊勢ヶ濱公園は白砂青松景趣に富み、而して理想的な海水浴場である。細島は本縣唯一の良港で鹿兒島及大阪、土佐沿岸への汽船發着地である。米山は背後の丘阜で展望臺として隨一の評がある。

東白杵郡富島町

高千穂峽

水郷延岡を西へ自動車にて約二時間五ヶ瀬川に沿ふて羊腸崎嶇溪源り山高く白雲去來する所神都高千穂である。沿道の草茅に千木高知りて傳へ云ふ天孫降臨の古を眼のあたり見る心地がする。此の町に 縣社 穗觸神社及垂仁天皇の御宇創建に係るといふ 高千穂神社がある。其の他高天ヶ原を始め四皇子ヶ峰、天の香久山、天の眞名井等の名蹟、國見ヶ丘は奇勝窓ノ瀬、御埴井、神橋等の名勝あり。即ち勝地高千穂峽の名は夙に天下に名高く、名勝天然紀念物として指定されてゐる。

西白杵郡高千穂町

天の岩戸

高千穂町より自動車約二十分、天の岩戸神社がある。附近に神樂尾、天の安川原、天の浮橋等の名蹟あり神秘の靈境である。

西白杵郡岩戸村

附録 一四 日向の古墳

日向の上代史蹟として輝くものは二千有餘の古墳である、其の數の多きは他縣に比なく型式其の他に於て大和地方と著しく類似せるは抑も何を語るか。中には神代の山陵をはじめ 景行天皇の皇子皇孫方高貴の御墓も存じ給ふのである。

抑も祭祀は政務の基く所で太古既に靈時を樹て神祇を祭り、大廟を起して祖宗を祭り其の他は山陵を起して之を葬り、時を以て恒典を行ひ、事あれば即ち親告し給ふ、此故に山陵は猶ほ宗廟の如く臣子たるものを仰ぎて、祭祀の禮始めて備はり、之を祭りて報本反始の誠始めて著はるる所以である。

日向に於ける御陵墓は年所を經るの久しき今尙所在不明なるものあるは恐懼措く能はざる所である。然りと雖、尊皇の精神は五百年前の應永中既に、兒湯郡の覆野大神宮（今の妻町三宅神社）の山陵祭あり、最近古墳祭復興し各地の古墳は全部縣より顯彰し漸を以て縣の指定又は國の指定に依り之が永久保存を計り、他方陵墓の檢索を進めやうとしてゐる。冀くば皇祚發祥の靈地、先づ陵墓の保全と祭祀の嚴修を得て尊皇精神の振興せん事を期りて已まないものである。

型式上より見たる日向の古墳は他の地方に於けるが如く圓墳最も多く前方後圓墳之に亞である。前方後圓墳に入るべきもので柄鏡式古墳は北豊後、西阿蘇、南大隅高山にまで及んでゐるが日向特有と言つてもよい大和、河内、攝津、丹波、上野諸國に僅少の例しかない方形墳も我日向に在る、横穴古墳も多いが地下式横穴は西都原以南に多く大隅薩摩に及んでゐる。

(附録)

古墳の最も多いのは中部一ツ瀬川の流域で、妻町は西都原を中心として三百有餘（著名の古墳は鬼ノ窟、姫塚、雜掌塚等）

新田村二百餘（綱五郎塚、大久保塚、ムカデ塚、石舟塚）上穂北（茶臼原）三納（松本塚）富田各村各五六十を算し、都於郡、佐土原、廣瀬等にも夫々分布し、更に西都原より十數里の山奥なる西米良にも發見されてゐる。

小丸川の流域又古墳の群集地で上江（龜塚、ハカリ塚）川南には各百基以上あり。木城村にも數十を數ふ。大淀川の流域たる宮崎郡地方は生目の跡江に西都原、男狹穗塚に亞ぐ大古墳あり横穴と合せて百内外に及び宮崎市の下北方、南方、檜、大塚等に合せて四十基以上の古墳がある。宮崎の北なる住吉には横穴數十を算へ其の西なる瓜生野は横穴百三十餘に達する。宮崎以南は赤江（霧島塚）木花、青島の各村に斷續し、南して鶴戸、東郷より福島、本城、都井に至る海岸地方に續き、福島（霧島塚、劍塚）に最も濃厚である。

大淀川流域は宮崎郡の北西に東諸縣郡がある。各町村何れも古墳の分布を見、中にも本庄臺地は本庄四十八塚と稱し、墳址とも合せて九十餘に達する（上長塚、下長塚、東西鍍子塚）大淀川を廻りて北諸縣郡に入れば高城、志和池、高崎、各町村各二十乃至三十の古墳あり、其の他各村にも少數乍ら分布されてゐる。西諸縣郡の各町村何れもあらざる無く須木の山中尙數基の古墳がある。眞幸の地下式横穴は封土を有するを以て有名である。

縣北の地は兒湯郡の美々津より北方、東臼杵の海岸各村へ續き何れも多少の分布あらざるなく東郷、南郷の山間部落にも散點する。

五ヶ瀬川流域は南方村に濃厚で天下、吉野、野田の各部落に四十餘基を數へ、河口に近き延岡より北に延びて東海に三十餘基あり。尙北川村の長井に及んでゐる。

五ヶ瀬川上流の高千穂地方には三田井に自然の丘陵を利用したる古墳數十基あり。上野、田原、三ヶ所各村に續いてゐる。同地の横穴古墳は二室又は三室なるものあり。七折以西田原に續き肥後地方のものさ著しき類似を有する。

附録

一五

神武天皇御東遷二千六百年記念顯彰聖蹟

宮崎市下北方の臺地にあり、地勢高燥南方宮崎の平野を俯瞰し左方近く 宮崎神宮の神林を望む。

神武天皇御東遷前の皇居の地なりと傳ふ。長門本平家物語、職原抄、神皇正統記などにも見えてゐる。そして今の皇宮屋が早く其の宮跡たる傳説を有するは涼宮の地名にも徴すべく、臺地の一部より幾多の古土器發見せられ又 宮崎神宮の元宮は實に此の地なりしと傳ふ。その西北隅に同神宮の攝社皇宮神社あり、鬱蒼たる樹木をなし古井の傍らに玉の巨木亭々として聳え靈蹟として古來崇敬音ならぬ處である。今回新に施設を加へたるころは面積三段歩餘、此の地潤葉樹林にして榛莽生へ茂りしが中樞地を劃して粗玉垣を設へ

皇 宮 屋

(宮崎市)

(附録)

南面に参道を設けたり。其の中樞地は神宮の元宮と稱する攝社皇宮神社と古くより傳はりたるをがたまの樹下にある靈井を包轄し樹木其の他舊來の状態を損せざることとして清掃施設に努めたのである。

宮崎を北に距ること十三里、紺碧の耳川が一大河港をなしてゐる。こゝは神武天皇御東遷の際御船出の地と傳へ、河岸に近く鎮座まします立磐神社の境内には、御腰掛の岩といふのがあつて古來有名である。

御進發に當り御船待の幾日かの間、御名殘を惜しんだ民草は、御船中の御慰みにもと、團子を製つて差上ぐる事に相談が出来たが、天氣の模様で急に御發船といふ事になつたので小豆と米の粉を搗き入れた儘差上げたと言つて、今も美々津の搗き入れ團子として残つてゐる。

又美々津の港外に七ツ八重、黒八重の島がある。天皇の御船は此間を御通りになつて再び御還御にならなかつたから、この附近の漁夫は今に至るまで此二島の間を絶対に通らないこととしてゐる。此外、天皇に關する幾多の傳説が美々津と對岸の岩脇村とに残つてゐる。御腰掛岩は、立磐神社の境内中なるが、此の神社は從來社頭の兩側に民家ありて甚だ神嚴に遺憾ありしを全部取除き向つて右方自然の岩盤を全部露はし鳥居、燈籠、手水屋等總ての造構布置を整善し之を繞らすに正面並に河岸等玉垣を設へ全く面目を一新した。御腰掛

美々津

(兒湯郡美々津町)

岩の位置は從來一段落込みたる廓内にして鐵柵を繞らしありしを改めて廓を除き白木玉垣を繞らした、尙御本殿の縁廻り等宜しきに從ひて御修繕申した。又正面海上の龍神ばゑに燈臺を建設して御船出を記念し御光の燈と名づけた。此の燈臺は未だかつて我が國にはなかりしと稱せらるゝ古來の高燈籠の様式に其の内部は近代的の機構を加へた即ち神社局に於て設計せられ燈臺局監督のもとに施設した。尙對岸岩脇村權現崎には此の邊の景致に接するの道路が出来た。

皇子原

(西諸縣郡高千穂町)

神武天皇を奉祀する狹野別宮を西に距ること約十町、前方高原の平野展開し後には秀麗なる高千穂の峰が聳え地勢雄大の靈地である。その中心たる一丘阜の頂上に兩石地中より出で、相並べり、此所を神武天皇御降誕の靈蹟と稱し古來尊崇して敢て近づくものがない。此の地は又、狹野神社の元宮の跡で附近に宮の宇都、産場石、皇子川原、祓川、血捨ノ木等の名蹟がある。此の靈地は霧島の靈峰を背景させる、茅原の圓山である。從來の施設は頂上の靈蹟周圍參道等方形の人工施設ありしが斯る圓山に對し相應する様自然的清掃施設に全部改築を整へ且縣道より參拜道を開設した。

四皇子ヶ峰

(西白杵郡高千穂町)

櫛觸神社前面の一丘で、頂上は老杉古松亭々として聳え、中腹以上段を繞らすこと二重、見上ぐる山容に靈氣を感じる。神武天皇御兄弟四皇子御降誕の地と傳へらる。頂上にはも

(附録)

高千穂神社に合祀することになった。
聖地の周圍に新に粗玉垣を繞らし其の東面に拜所を設け參道を新設した。

佐野原

(宮崎郡 佐土原町)

佐土原町西方の臺地を佐野原といひ、此の西遙に霧島の秀峰を仰ぎ、東方は日向灘の渺茫たるを望み頗る形勝の地である。此の地往時より 神武天皇御降誕の地と傳へ、臺地を下りて東北十數町なる妻町現玉島 日吉神社境内に御躰の緒を埋め奉つたといふ印しの石があり諸人此の石を産の守りとしてゐる。
此の地只廣々とした廣原であつたが其の中樞地 元樟の大樹があつた所をトして聖地の周圍に玉垣を繞らし境域内に元樟樹のあつた位置には樟樹を植え其の他清淨を圖り尙參道を新設した。

都

(都城市 島)

都城驛の西方約一里、都城々址がある。天授元年北郷義久の築く所で城地もさ都島と稱し傳へて 神武天皇皇居の一であると言つてゐる、城址の中央日豊本線鐵道の北側に東西三間半南北五間高サ三間許の小丘がある。此の地を都島御舊址と稱へ明治三十六年御降誕大祭會建つる所の碑がある。今城址の北端に 村社狹野神社があり、神武天皇を奉祀する。もさ右御舊址といへる所にあつたのを築城に際し嶽下川の西岸に遷座し明治七年更に現地に遷し奉つたものである。
御舊址の周圍に新に玉垣を繞らし參道を開鑿し隣接せる住宅の移轉を爲し附近一帶の整備と淨化が出来た。

鉾

(東臼杵郡 富島町)

細島はもさ鉾島といつた地名の訛つたものと言はれる。神武天皇御東遷の時此處に立てさせ給ふた御鉾を神として奉齋したものであると傳へられてゐる。
鉾島神社末社御鉾神社の境内が擴張され神殿の改築、鳥居、玉垣、手水屋等の新設が出来聖石は神殿の右背後に拜することが出来る、又境内に常緑樹を植込み小神苑が整ひ全く面目が一新した。

平山

(南那珂郡 東郷村)

神武天皇を奉祀する村社で、文武天皇の朝創建と傳へてゐる。舊稱を 駒宮大明神といひ神武天皇と御愛馬に關する幾多の傳説がある。
駒撃の松は社地の北方なる路傍にあり、大正三年に植へ繼ぎたるもの、天皇御幼年の折鶴戸に通はせられる時、御愛馬を繫がせ給ひたるを傳へ、又舟繫の松、船塚の松ともいへるは同しく船を繫がせ給ひたるよりの名稱である。附近に足洗田、御手洗の池、神川、又鶴戸に近く立石等の名蹟を傳へてゐる。
社殿の後方なる巨石は御鉾を納めたる所と言つてゐるが舊時御神體として奉祀されたものであらう。神殿の葺替を始め鳥居、玉垣、手水屋等の改築、境内西域の擴張及縣道沿ひに新に石垣を築造して境内の整備と神聖を圖つた。又社殿後の靈巖前に適當の設へをなし尙駒撃松等の周圍に施設が出来た。

(附録)

吾平津神社
(南那珂郡油津町)

油津町堀川端に鎮座し舊稱を 乙姫大明神と稱し、和銅年間創建の古社と傳へられる、神武天皇の皇妃 吾平津姫命を奉齋し奉つたが、明治五年八幡、春日、稻荷、妻萬四社を合祀、外六神を御祭りしてある。昭和八年四月郷社に昇格した。この社は昇格の際社内の造構大體完備した。

吾田神社
(南那珂郡吾田村)

吾田村に鎮座する村社で和銅年間の創建と傳へ、吾平津姫命、手研耳尊外一神を奉祀する舊稱を 吾田大明神といひ、明治五年 吾平津姫命を祭れる 田ノ口大明神を合祀する事になつた。御本殿全部の改築が出来た。

可愛之山陵
(東白杵郡北川村)

北川村大字長井字俵野に在る。墳形は圓で高サ八尺周圍三十二間、老木數株其の他雜木密生する。周圍に墮を繞らしてゐたが寛政年間大雨出水に際し之を埋め陵も亦高さを減じたと言つてゐる。明治二十九年御陵墓傳説地と定められた。御陵墓傳説地周囲の靈域が擴張せられ之に芝土坡が繞らされ域内に常綠樹を植え、芝生となり、御陵の周圍に新に玉垣をしつらへ、正面拜所の淨化と共に其の前に楨形の廣場を構へ國道より分岐參道が開鑿された。

吾平山上陵
(南那珂郡鵜戸村)

鵜戸神宮境内に圍まれ海拔約百五十米の速日峰山上に在る。山嶺高さ四尺周圍十間、封土を盛りたる所がある。明治二十九年御陵墓傳説地と治定せられ、大正十五年宮内省より境域周圍一町三十三間の地に境界標を設け、四面木柵を繞らされた。此の山陵傳説地は從來參道無かりしに付新に參道の開鑿が出来拜所をしつらへて之に玉垣が出来た。

玉依姫命御墓
(南那珂郡鵜戸村)

鵜戸村宮之浦に 鷓鴣草葺不合尊の皇妃 玉依姫命を奉祀する 宮之浦神社がある。社側より小溪を南に上る事八町許の所に 玉依姫命の御陵と傳へられた古墳がある。高さ二間四尺周圍約一町そこに生ずる草木を牛馬に食はせると忽ち腹痛すと稱し畏れ尊んで今日に及んでゐる。御墓周圍に玉垣が繞らされ拜所が出来、參道が開鑿された。

附録 一六 御陵墓傳説及參考地

御陵墓傳説地可愛之山陵

御陵墓傳説地吾平山上陵

御陵墓參考地

御陵墓參考地男狹穗塚、女狹穗塚

右明治二十九年六月宮内省陵發第一二號ヲ以テ達セラレ

兒湯郡妻町大字三宅西都原

東白杵郡北川村大字長井
南那珂郡鷓戸村大字吹毛井

附録 一七 史蹟名勝天然紀念物

○本指 定

史蹟	種別	名	稱	所在	地
千畑古墳	古墳	千畑古墳	兒湯郡上穗北村大字穗北		

史蹟 西都原古墳群
宗麟原供養塔
中ノ尾供養碑
本庄古墳群
今町ノ一里塚
青島熱帶性植物産地
都井岬蘇鐵白生地
海裳白生地
狹野杉竝木
關ノ尾甌穴
高島ノ蒲葵白生地
古江ノ金木犀
七折鍾乳洞
拓ノ瀧鍾乳洞
幸嶋猿棲息地
か

全 郡妻町大字三宅
全 郡川南村大字川南
南那珂郡東郷村大字殿所
東諸縣郡本庄町
都城市、北諸縣郡中郷村
宮崎郡青島村大字折生追
南那珂郡都井村大字御崎
西諸縣郡(加久藤村大字西永江浦
飯野村大字末永
全 郡高原町大字蒲幸田
北諸縣郡庄内町大字關ノ尾
東白杵郡北浦村大字宮之浦
全 郡北浦村大字古江
西白杵郡七折村字南
全 郡高千穂町大字向山
南那珂郡市木村幸嶋
主ナル棲息地宮崎外十一縣

(附録)

種別

名

稱

所

在

地

四六

天然紀念物
全 狹野神社佛法僧蕃殖地
全 青島村ノ降起海床
全 日向夏蜜柑原樹
全 八岡月知梅杉
全 高岡ノ公孫樹
全 去川ノ宮座論梅
全 湯ノ宮座論梅
全 高千穂峽
全 妙國寺庭園
全 行藤山
全 乙島
全 橋口氏庭園
全 寺岡氏庭園
全 比叡山及矢筈岳

狹野神社佛法僧蕃殖地
青島村ノ降起海床
日向夏蜜柑原樹
八岡月知梅杉
高岡ノ公孫樹
去川ノ宮座論梅
湯ノ宮座論梅
高千穂峽
妙國寺庭園
行藤山
乙島
橋口氏庭園
寺岡氏庭園
比叡山及矢筈岳

西諸郡高原町大字蒲牟田
宮崎郡青島村大字折生迫
全 郡赤江町
西白杵郡椎葉村
東諸郡高岡町
全 郡全町
兒湯郡新田村
西白杵郡高千穂町
東白杵郡富島町細島
全 郡南方村
全 郡門川町
兒湯郡美々津町
南那珂郡飯肥町
〔東白杵郡北方村
西白杵郡七折村

○假指定

史蹟
全 上江古墳群
全 新田原古墳群
全 茶臼原古墳群
全 川南古墳群
全 東麓石窟佛
全 石器時代遺址尾平野洞窟
全 天然紀念物
全 榎石

上江古墳群
新田原古墳群
茶臼原古墳群
川南古墳群
東麓石窟佛
石器時代遺址尾平野洞窟
榎石

兒湯郡高鍋町
全 郡新田村
全 郡上穂北村
全 郡川南村
西諸郡野尻村
延岡市
北諸郡中鄉村
東諸郡本庄町
延岡市

○縣指定

史蹟
全 赤江古墳
全 都井古墳
全 福島古墳

赤江古墳
都井古墳
福島古墳

宮崎郡赤江町
南那珂郡都井村
南那珂郡福島町

(附錄)

四七

祖
國
振
興
隊

麻園遊興劇



振興隊ぶし

(一)

皆さん皆さん
日向の空に
ヒラ／＼するのは
何ぢやいな
トコトコトヤレ
トヤレナ

(四)

忠勇義烈の
祖先の血潮は
我等の胸に
沸きかへる

(二)

あれは祖國を
振興せんとの
誓ひの御旗さ
しらないか

(五)

おきよ／＼
勤勞倍加だ
躍進日本の
たゞなかに

(三)

天孫降臨
神武の天業は
此の地におこるを
しらないか

(六)

東洋平和の
皇國の使命に
仇なす怒濤も
何のその

祖國振興隊信條

一、我等ハ皇祖發祥ノ聖地ニ生レ天業翼賛ノ皇民ノ裔タル

ニ感激ス

一、我等ハ盡忠報國ノ精神ニ満チ義勇奉公ノ赤誠ニ燃ユ

一、我等ハ勤勞ヲ倍加シ誓ツテ祖國振興ノ柱石タラン

祖國日向振興朗誦文

第一章

日出づる國に靈境あり。天高く地廣く、山河秀麗、民情醇なり。
畏くも、諸尊神祇の濱、波は太古の響を傳へ、
忝くも、天孫降臨の地、風は上代の調に通ふ。
養正・積慶・重暉の神徳、宣揚せられし皇道樂土、三世の神迹昭々として、一土一水悉く、聖史と榮光とに輝く古帝州。
謹み惟ふ。甲寅の歲冬十月、神武大帝東遷して、萬古不易の皇基を樹て給ふ。その宏謨を翼賛し、その聖戰に參與せし、純忠至誠の國人。
そが熱血を享け繼ぎ、そが精魂を傳へたる吾等日向若人。
巍々、雲に聳ゆる霧島山、崇きは即ち吾等が姿

洋々、空を没す日向灘。浩きは即ち吾等が心
げに、日向こそ 神州日本の祖國。
吾等こそ 大和民族の精粹。

第二章

朝日直射す國。
夕日の日照る國。
山幸、海幸限りなき國。
何ぞ、この無上の沃土を耕さざるや。
何ぞ、この無盡の天恵を取らざるや。
勤勞は生あるもの欣求にして、又若人の歡喜なり。
流汗淋漓。勤勞倍加。

炎熱鐵を熔かす夏の日も、孜孜としてこれ勉め、
凜寒肌を擧ぐ冬の日も、役々としてこれ勵む。
尊き哉その姿、壯なる哉その心。
聞け。曉の鐘は、吾等の惰眠を破りて殷々たり。
日向ふ國の若人。いざ
鐵取りて野に出でよ。
斧擔いで山に入れ。
網持ちて海原渡れ。
鐵槌執りて場に行け。
牙鑿携へ市に立て。
耕し、商ひ、工みするにも、常に科學の理に基き、經驗の則に隨ひ、おのが向き向き工夫
創造し、積極進取、勤め倦まずば、無限の物資自ら集まり、天與の恒産期せずして積ま

れん。
かくて、人足り、戸々潤ひ、郷邑みな豊かならば、國富み兵強く、以て、皇運を無窮に扶翼し奉るを得ん。

第三章

天業恢弘。天下光宅。これ祖宗肇國の大理想。
國際正義。世界平和。これ大和民族の大使命。
開闢以來、生成發展、この理想を實現し、この使命を遂行す。日東帝國の前途を祝福せよ。
畏くも、皇祖發祥の聖地に生れ、天惠無盡の樂土に住む。

吾等、何等の光榮ぞ、何等の幸福ぞ。

願はくば、吾等、祖先忠烈の遺風に因りて、發憤勉勵、誓つて更生日向の先驅とならん。
願はくば、吾等、祖國山河の靈氣に頼りて、精進努力、盟つて新興日本の柱石とならん。

郡市別隊數並隊員數

(昭和十四年八月末日現在)

市郡別	隊別					合計
	中等學校隊	小學校隊	少年隊	男子青年隊	女子青年隊	
宮崎市	一三	三	七	八	八	一〇
都城市	八	四	七	一三	七	七
延岡市	三	四	一〇	二	四	七
宮崎郡	一	一	六	一	一	一
南那珂郡	四	一	一	二	一	一
北那珂郡	一	一	一	一	一	一
西諸縣郡	二	一	七	八	三	一
東諸縣郡	二	一	七	三	五	一
兒湯郡	五	一	一	二	六	一
東白杵郡	一	三	九	二	六	一
西白杵郡	一	三	九	二	六	一
合計	四一	一五	一〇	一八	七	一三
	一三、三三八	一、八三三	三、七九七	一、一〇四	二、二二三	二、二五六
	二、六一七	二、七二九	三、七九六	三、〇三五	六二六	二、五六三
	二、〇六〇	二、五六三	二、八四七	二、一六八	五、二三〇	一、四一九
	三、八四	一、二五五	六六五	二、五四〇	一、〇六〇	一、八、三四
	一、一三六	一、九七〇	九九五	四、八一五	一、四二一	九、〇五七
	六八	一、六三七	一、七六五	三、九四二	七六五	一、三、一一七
	八八一	一、五、四五八	六五四	三、二九二	七四四	三、五四九
	三〇六	二、九七八	三三二	一、八四二	五七〇	一、三、六五四
	一、六三三	一、七、六一	七五四	四、五九二	七八五	一九、四、七八〇
	三、四六	七、五三九	三八六	五、三四七	一、〇五九	一、八、一五三
	一九六	三、九〇八	九七五	四、三四〇	九	二、六五二
	一、三、九五四	一、五、三四、九九〇	一、〇、五一六、九四八	一、八、三、九、〇一七	七、七、一、四、四八三	一、三、五、六、八、五一四
	四九	四九	四九	三九	四九	四九
	一五、五三二	一、五、三六六	一、八、二八七	一、八、二八七	一、五、三六六	一、五、三六六
	二、二、〇七二	二、二、〇七二	二、二、〇七二	二、二、〇七二	二、二、〇七二	二、二、〇七二

雜

錄

一般隊の内譯

種別	隊數	隊員數
總官衙	一	六八、五二四
市公	四	五八四
町村(役場)	九	六四二
町村(單位)	六	五四、八八四
會社	三	一、七〇七
婦人會	五	九四二
產業組	二	二、二四二
耕地整理組	三	二、二四二
漁業組	三	四、七二一
經濟更生組	三	三六一
其他組	一	六三
其他	三	一九五
其他	一	二、八〇三

參宮バス案内

參宮コース

……普通は市内見物、宮崎神宮、青島、鶴戸神宮で七時間かかります、然し團體は御豫定により如何様にも變更いたしよす。

出發時間

……定期は毎日午前八時半と十時二十分に宮崎バス本社を出發して普通コースを走りますが四、五、十、十一月に限り宮崎驛發午後一時半の臨時便があります。尙團體の場合は御指定に従つて臨時出發いたします。

輸送力

……十八人乗二十五人乗の參宮バスで一時に五百名様は御引受が出来る用意をいたして居ますが、二組以上御一緒におなりになる場合がありますので、可成前以て御知らせ下されば好都合で御座います。

料金

……普通コース御一人二圓五十錢、團體の場合は別に御相談申上ることにいたして居ります。

(雜錄)

正午 宮崎 市内遊覽隨意 所要時間 四時間

三日行程の場合 (南部)

午前八時	宮崎市	宮崎神宮参拜の後出發	二十分
九時二十分	青島	Aに同じ	四十分
十一時三十分	鶴津	Aに同じ (中食休憩)	一時間三十分
午後一時三十分	油津泊	梅ヶ濱景勝地、祇園社洞窟、吾平津神社参拜	所要時間 七時間

午前九時	都井岬	蘇鐵自生地、野生馬放牧、御崎神社参拜 (中食休憩)	一時間半
午後二時	都井岬	小村壽太郎侯誕生地及墓地、飯肥城址	三十分
午後二時四十分	都井岬	御東遷二千六百年祭顯彰地都島視察	十分
午後四時三十分	霧島神宮	指定天然記念物顯穴と瀧を見物	十分
午後五時	霧島温泉	神宮参拜	十分
		温泉プール、湯瀧、其他宿泊設備完備す	所要時間 九時間

午前九時半	霧島登山	天孫降臨傳説地高千穂峰、御鉢、天の逆針 (休憩)	一時間
午後八時霧島温泉發	皇野原	神武天皇御降誕の地、御東遷三千六百年祭顯彰地	二十分
午後十一時三十分	狭野神社	神社参拜 (神武大帝外七神を祀る) 狭野杉見物 (中食休憩) 御池見物	三十分
午後十二時三十分	高野原	景行天皇御腰掛石、夫婦岩等見物	一時間
午後二時十分	小林町	霧島山麓にある温泉、設備稍完備す	所要時間 八時間

二日行程 (北部)

午前七時	宮崎神宮	Aに同じ (徴古館を除く)	二十分
午前八時三十分	佐野原	Dに同じ	二十分
午前九時三十分	西野原	Dに同じ	三十分
午後十一時	都農神社	國幣社都農神社へ参拜	二十分
午後十一時五十分	美津	神武大帝御腰掛石、立磐神社、權現崎 (中食休憩)	二十分
午後二時卅五分	銚子	細島町御鉢神社参拜 (御東遷二千六百年祭顯彰地)	二十分
午後三時三十分	延岡泊		所要時間 八時間三十分

午前八時	延岡山陵	ベンベルグ其他工場、城山公園	三十分
午前九時	可愛山	宮内省御陵墓参考地	二十分
午前九時二十分	西郷南洲陣屋跡	南洲翁所持の枕、硯等あり、附近に桐野利秋陣屋跡あり	二十分
午前十時二十分	行折山	名勝指定地、行折瀧あり	五分
午後十二時三十分	七折鐘乳洞	途中日の影にて中食休憩、縣下唯一の鐘乳洞見物	一時間
午後二時五十分	天の岩戸	傳説天の岩戸、天の岩戸神社参拜、仰慕窟視察	四分
午後三時十分	四皇子ヶ峰	神武天皇御皇居傳説地 (御東遷二千六百年祭顯彰地)	二分
午後三時四十分	高千穂峽	五ヶ瀬川峽谷中の景勝地	五分
午後六時三十分	延岡歸着		所要時間 一日所要時間 十時間三十分

二日行程 (参宮バス使用)

午前八時	宮崎神宮	Aに同じ	二十分
午前八時十分	宮崎神宮	Aに同じ	二十分
午前八時四十分	皇宮	Aに同じ	二十分
午前九時四十分	都農神社	Fに同じ	二十分
午後十時三十分	美津	立磐神社、神武天皇御腰掛石参拜	二十分
午後三時十分	高千穂峽	中食休憩、其他市内見物	一時間
午後三時四十分	四皇子ヶ峰	高千穂峽、忍穂井附近見物	三分
午後四時	高千穂泊	Fに同じ	二分
			所要時間 一日所要時間 八時間

午前八時	高千穂戸發	Fに同じ	四分
午前八時二十分	天ノ岩	Fに同じ	四分
午前八時十分	七折鐘乳洞	Fに同じ	三分
午後十一時十分	行折山	Fに同じ	三分
午後正午	延岡	中食休憩、市内見物	一時間
午後一時三十分	可愛山	Fに同じ	十分
午後一時四十分	西郷南洲陣屋跡	Fに同じ	十分
午後二時三十分	延岡歸着		所要時間 九時間

(雜録)

宮崎の名産品

古い國だが、新しい街なので土産品も新しいのが次ぎ／＼に現はれて来る。今日現はれてゐる格好のものは……

御菓子類 搗入餅、椎茸羊羹、夏みかん羊羹、橘もなか、橘ホーロ、祖國せんべい、夏みかん飴、神國だんご、山茶羊羹。

果物 隨一は日向みかん。その他にもいゝ果實が多く、殊に季節の早いのが珍らしい。干いちぢく。

飲料 セーピス、銘酒初御代、いちぢくコーヒー。

木、竹工品 林産國日向にふさはしい櫛の廣盆、茶托、菓子器、ステツキ、洋服掛、箸、楊子、花瓶、花籠、煙草セツド、ホーク、ナイフ、ピロー細工。

郷土玩具 彈き猿、登り猿、法華嶽鴉、久嶺鴉、青島雛、佐土原人形、日向駒、しやん／＼馬。

其他 祖國漬、日向漬、椎茸、乾鮎、綠茶、うに、錫製品、香油、祖國の華、神都漬、宮崎漬、紅溪石硯、碁石、碁盤、おぼつとらふぢ。

(雜錄)

日向の新民謡
祖國 日向

神の高千穂
沖の(マタ)黒潮
日向(サイサイ)よい國
意氣さ(マタ)男の
ヨイノヨイトコ
名さへ宮崎
繞る(マタ)都は
川も(サイサイ)大淀
光の岩戸
天まで濯ふ
日本の祖國
住むところ
ドッコイセ
神武の宮を
輝く伸びる
橋橋は

(元宮崎時事新聞社編)
作歌 西條八十
作曲 中山晋平

夜も(マタ)花咲く
ヨイノヨイトコ
日向瑠璃空
春を(マタ)知らせる
裾野(サイサイ)千里の
風に(マタ)いななく
人通り
ドッコイセ
火のよに染めて
霧島つゞじ
若草踏んで
放れ駒
ドッコイセ

浮ぶ青島
さろり(マタ)見ましょか
南(サイサイ)風吹きや
びろう樹のかけで
異國の夢を
海原ながめ

日向小唄

日向(マタ)乙女の
ヨイノヨイトコ
目も燃える
ドッコイセ

(元宮崎時事新聞社編)
作歌 西條八十
作曲 中山晋平

(ヨイシヨ〜〜ナ)
おらが高千穂
おらが高千穂
日本夜明けの日の光
テサテ サテノ、日の光
(エーエ日の光 サテモ シヨンガエ)

(ヨイシヨ〜〜ナ)
鏡延岡
鏡延岡顔都城 (ヨイ〜)
日向むすめの晴化粧
テサテ サテノ、晴化粧
(エーエ晴化粧 サテモ シヨンガエ)

(ヨイシヨ〜〜ナ)

雪が降るのに (ヨイシヨナ)

雪が降るのに櫻が見える (ヨイ〜)

あれはお國か日向灘

(テサテ サテ〜日向灘)

(エーエ日向灘 サテモ シヨングエ)

(ヨイシヨ〜〜ナ)

浮いた噂が (ヨイシヨナ)

浮いた噂が橋通 (ヨイ〜)

月が立てたか あの夜から

(テサテ サテあの夜から)

(エーエあの夜から サテモ シヨングエ)

(ヨイシヨ〜〜ナ)

日向青島 (ヨイシヨナ)

日向青島日本のハワイ (ヨイ〜)

戀の船唄 南風

(テサテ サテ〜南風)

(エーエ南風 サテモ シヨングエ)

(ヨイシヨ〜〜ナ)

行こか詣るか (ヨイシヨナ)

行こか詣るか七坂越えて (ヨイ〜)

鵜戸のお宮は守り神

(テサテ サテ〜守り神)

(エーエ守り神 サテモ シヨングエ)

(ヨイシヨ〜〜ナ)

誰に逢ふとて (ヨイシヨナ)

誰に逢ふとて大淀川の (ヨイ〜)

水はいそ〜急ぐやら

(テサテ サテ〜急ぐやら)

(エーエ急ぐやら サテモ シヨングエ)

宮崎小唄

春は神宮の御池の櫻

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

庭にひな鶴ひめ小松

可愛稚子衆の初詣り

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

夏は青島蒲葵樹の小陰

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

涙の花散る磯づたひ

沖には黒潮かつを船

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

(雑録)

作詞 日 高 不 鳴
作曲 杵 屋 六 京

秋は住吉月見ヶ丘の

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

梢に浮ぶ赤江灘

君を松風そよ〜

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

冬は一ツ葉老松小松

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

手に手つないだ夫婦松

日向ぼつこのごぐる松

ヨイ〜ヨイ〜ヨイトコナ

九

霧島小唄

作詞 西山喜久雄

春よ 春春霧島山の

嶺にやかすみ薄衣

裾野三里は山櫻

逆針 逆針 逆針さ

春の霧島なつかしや

夏よ夏 夏 霧島山の

つゞじや眞盛りごの山も

薫る新緑夏知らず

逆針 逆針 逆針さ

夏の霧島なつかしや

秋よ秋 秋 霧島山の

すゞきやナヨく誰招く

夕日火の山紅葉もゆ

逆針 逆針 逆針さ

秋の霧島なつかしや

冬よ冬 冬 霧島山の

嶺にや氷柱の雪の花

ふもと榮の尾の湯のかほり

逆針 逆針 逆針さ

冬の霧島なつかしや

日向名勝小唄

作詞 松山敏

宮崎神宮

青島

夕への空を眺むれば

薄れ淡けき森陰に

いとも氣高き御社さ

鳥居につづく砂利参道

青島いくそこ誰がいふた

潮が満つれば離れ島

茂るビロ―樹の葉の姿

ほんに南洋に來たよな氣がするよ

一ツ葉の松

月知梅

松は一ツ葉日向の灘の

男波女波の音高く

濱の眞砂に陽の名残り

盡きせぬ林に上る月

花に戯れ月に酔ふ

日向名樹の月知梅

色ざりざりの八重の花

三州一の梅かいな

(雜錄)

一一

霧 島 山

霧の島は名ばかりで
来て見りや煙の山がある
上には天の逆鋒さ
下には御池の水かがみ

鶺鴒 戸 神 宮

鶺鴒戸へ鶺鴒へさ神詣で
波間へだてたわかれ路の
岩屋にまします神々は
わが日の本の守り神

座 論 梅

枝に根を生む座論梅
晴れた冬日に鶺鴒が
枝から枝へ晝寢して
花の散るよな夢を見る

高千穂峽と神橋

見たか見ましたか神橋で
千丈の谷の水の色
神代ながらの高千穂峽にや
月形日形の岩もある

稗 搗 節

(主として椎葉に唄はれる米がなく稗が主食であつた時代にはこれを自分の臼で搗いて食べることが日課で、コツツン、コツツンと単調な杵のリズムが、この民謡を生んだ)

一、庭のさんしゆの木

鳴る鈴かけて
鈴の鳴るさきや出ておぢやれ

二、鈴の鳴るさきや

何と言ふて出ましょ
駒に水くりよと言て出ましょ

三、なんぼ搗いても

このひや搗けぬ
ごこの御藏の下積か

四、稗は搗いても

來ること來るが
しばし待ちやれおそごさる

五、あごまいやばを

この山奥で
鳥の鳴く聲聞ばかり

(雜 録)

六、戀し小川の

鶺鴒の鳥見やれ
鮎をくはへて瀬を上る

七、おまや平家の

公達ながれ
おごま追討の那須の末

八、那須の大八

鶴富捨て
椎葉立つさきや目に涙

九、しばし待ちやれ

稗搗いてしても
お茶を飲ませて抱いてれる

一〇、思ひ戀がれて

墨するさきは
石の硯が中くぼる

岩戸神樂歌

- 一、しめひげば
こゝも高天の原よただ
集まりたまへ四方の神々
- 二、嬉しさに
吾はこゝにて舞遊ぶ
すまもあけてみすも下さす
- 三、岩戸出て
西の光のかわらかけ
しりくめなわのしるしなるらむ
- 四、日向なる
二上岳の麓にて
ちぢが窟にこたれこそうむ

- 五、千早ふる
神のゆかけにへでかけて
神代のあうさ言ふぞうれしき
- 六、いさぎよし
はなのひろせて身を清め
朝日に向ひて神を招する
- 七、おさめても
千代のみかぐら舞遊ぶ
面白かりし末は目出度き

(以下略)

新小唄 宮崎甚句

藤淵忠一
タイヘイ文藝部
おせい
曲詩

- ハア モダン宮崎 大淀川の
ハアラヨイ／＼ヨイヤサツト
橋は橋 橋は橋 若縁
潮路戀しや 潮路戀しや ソレ
- 日向灘 ヨーイヤサ
サーサ ヨイ／＼ ヨーイヤサー
- ハア 水郷延岡 流れに文化
ハアラヨイ／＼ヨイヤサツト
浮ぶ遊船 浮ぶ遊船 五ヶ瀬川
まねく川風 まねく川風 ソレ
- 糸柳 ヨーイヤサ
サーサ ヨイ／＼ ヨーイヤサー
- ハア 櫻は軍馬の 千本櫻
ハアラヨイ／＼ヨイヤサツト
駒もいなく 駒もいなく 花霞
櫻聯隊 櫻聯隊 ソレ
- 都の城 ヨーイヤサ
サーサ ヨイ／＼ ヨーイヤサー
- ハア 雲の霧島 霧島つゞじ
ハアラヨイ／＼ヨイヤサツト
締めた思ひの 締めた思ひの 錦帯
月の青島 月の青島 ソレ
- 彌生橋 ヨーイヤサ
サーサ ヨイ／＼ ヨーイヤサー

(雑録)

列國
國勢要覽

(抄録)

昭和十三年

ハア 歸る漁船 大漁の旗を

ハアラヨイノヨイヤサツト

立てる油津 立てる油津 梅ヶ濱

鶴戸の宮さん 鶴戸の宮さん ソレ

岩しぶき ヨーイヤサ

サーサ ヨイノ ヨーイヤサー

列國勢要覽

(抄録)

昭和十三年

ハア 歸る流船 大瀧の旗を

ハアラヨイノヨイヤサツト

立てゝ油津 立てゝ油津 梅ヶ濱

鶴戸の宮さん 鶴戸の宮さん ソレ

岩しぶき ヨーイヤサ

サーサ ヨイノ ヨーイヤサー

列國國勢要覽目次

一 帝國の位置	一
二 列國の面積及人口	二
三 帝國大都市の人口	二四
四 列國大都市の人口	一八
五 在外本邦人	三
六 在留外國人	二四
七 列國の自動車	二七
八 列國の船舶	三〇

列國國勢要覽

一 帝國の位置

我が帝國は極南東京府小笠原島沖の鳥島南端北緯二十度二十五分二十四秒から極北北海道根室支廳占守郡阿頼度島最北崎の北端北緯五十度五十五分二十四秒に至り極西臺灣澎湖廳望安庄花嶼の西端東經百十九度十八分二十四秒から極東北海道根室支廳占守郡占守島東崎の東端東經百五十六度三十分四十八秒に至る間に在りて亞細亞大陸の東に沿ひ斜に北東から西南に點在する樺太島の南半、千島列島、北海道、本州、四國、九州及臺灣島を包含する所謂日本列島と大陸の一部たる朝鮮半島とから成つて居る。樺太及朝鮮の北部がソヴエト聯邦及滿洲國と境を接する外、四面皆海で西は中國、南は比律賓、東は暹に米大陸と相對して居る。

極南	東京府小笠原島沖の鳥島南端	北緯	二十度二十五分二十四秒
極北	北海道根室支廳占守郡阿頼度島最北崎北端	北緯	五十度五十五分二十四秒
極西	臺灣澎湖廳望安庄花嶼西端	東經	百十九度十八分二十四秒
極東	北海道根室支廳占守郡占守島東崎東端	東經	百五十六度三十分四十八秒

(列國國勢要覽)

二 列國の面積及人口

列國中本國面積の最大なのはソヴェエト聯邦の二千百萬方軒で、中國の千萬方軒、ブラジルの九百萬方軒、北米合衆國の八百萬方軒等に亞いで居る。帝國(内地)の面積は三十八萬方軒で列國中第二十七位に當り、フィンランドの次位諸威の上位にある。

一九三五年頃に於ける世界の總人口は約二十億である。最近列國中人口の最も多いのは中國の四億四千七百萬で、ソヴェエト聯邦の一億六千六百萬、北米合衆國の一億二千八百萬之に亞ぎ、帝國(内地)は七千七百萬で第四位に在る。而して獨逸の六千八百萬、英吉利の四千七百萬、伊太利の四千二百萬、佛蘭西の四千二百萬等皆帝國の下位にある。

人口密度は本國面積三萬方軒以上の獨立國のみに付て見ると、最近一方軒に付白耳義の二百七十二人を最高とし、和蘭の二百四十四人、英吉利の百九十四人之に亞ぎ、帝國(内地)の百八十六人は第四位に當つて居る。而して獨逸(百四十四人)、伊太利(百三十七人)、チエツコス、ロヴァキア(百八人)、瑞西(百一人)、ハンガリー(九十七人)等之に亞いで高い。

世界總數	面積 方軒	調査年次	總人口	女百に 男に	人口密度 (一方軒に付)
亞細亞洲	一四、七〇〇、〇〇〇	一九三五年頃	二、一一一、五〇〇、〇〇〇	...	二六
亞細亞洲	四二、九〇〇、〇〇〇	...	一、一五六、四〇〇、〇〇〇	...	二七

洲	面積 方軒	調査年次	總人口	女百に 男に	人口密度 (一方軒に付)
歐羅巴洲	一〇、二〇〇、〇〇〇	...	五二二、三〇〇、〇〇〇	...	五一
北亞米利加洲	二四、六〇〇、〇〇〇	...	一七八、八〇〇、〇〇〇	...	七
南亞米利加洲	一八、三〇〇、〇〇〇	...	九三、四〇〇、〇〇〇	...	五
阿弗利加洲	三〇、一〇〇、〇〇〇	...	一五〇、二〇〇、〇〇〇	...	五
太平洋洲	八、六〇〇、〇〇〇	...	一〇、四〇〇、〇〇〇	...	一
亞細亞洲	六七五、三六五	一九三六	九八、〇七九、六六四	...	一四五
帝國內地	三八二、五四五	一九三七	七一、二五二、八〇〇	...	一八六
朝鮮	二二〇、七六九	一九三六	二二、〇四七、八三六	...	一〇〇
臺灣	三五、九六一	一九三六	五、四五二、八六三	...	一五二
樺太	三六、〇九〇	一九三六	三二一、七六五	...	九
關東	三、七六〇	一九三六	一、六八〇、六二七	...	四四七
滿洲	一、三〇三、一四三	一九三六	三五、三三七、九八〇	...	二七
滿洲鐵道	一〇、三六一、六〇四	一九三六	四四六、六〇五、〇一七	...	四三
中ソ	一六、五〇七、二四九	一九三三	三七、六二二、四〇〇	...	二
ソヴェエト聯邦	七六二、七三六	一九三五	一六、二〇〇、六九四	...	二
亞細亞洲	七三六、七六一	...	一四、九三四、五六二	...	二〇

(列國國勢要覽)

(A)(A)
* * * * *

三

國名	面積 (方軒)	調査年次	總人口	女百に付男	人口密度 (方軒に付)
暹羅	五三三,四七七	一九三七	* 一三,五九九,〇〇〇	...	一六
イラン	一,六四三,五五八	一九三五	一五,〇〇〇,〇〇〇	...	一〇
アフガニスタン	六五〇,〇〇〇	一九三五	七,〇〇〇,〇〇〇	...	一一
ネパール	一四〇,〇〇〇	一九三五	五,六〇〇,〇〇〇	...	四〇
スーダアラビア	一,一〇七,九〇〇	一九三四	五,二五〇,〇〇〇	...	五
エーメン	一,九〇,〇〇〇	一九三二	二,五〇〇,〇〇〇	...	一三
イラク	三〇二,〇〇〇	一九三五	三,六〇〇,〇〇〇	...	一二
コーウエイト及 ハードラマウト	一,〇八五,八五〇	一九三一	五〇,〇〇〇	...	一
オースマニ	二二五,〇〇〇	一九三二	五〇〇,〇〇〇	...	二
ブータン	五〇,〇〇〇	一九三五	二五〇,〇〇〇	...	五
英吉利領	四,六八四,四六一	一九三一	* 三三,二八三,七七八	...	七五
(B) 英領印度	六五,六一〇	一九三五	五,六一七,〇〇〇	...	八六
錫蘭	一三二,〇二七	一九三五	四,五七七,八〇八	...	三五
英領馬來	一〇九,四九〇	一九三一—一九三五	二,三六八,三六八	...	二二
其他				...	

國名	面積 (方軒)	調査年次	總人口	女百に付男	人口密度 (方軒に付)
英吉利委任統治 域	二六,八二七	一九三六	* 一,〇三五,八二一	...	三九
パレスタイン	九〇,〇〇〇	一九二九	三〇〇,〇〇〇	...	三
トランスジヨルダン				...	
佛蘭西屬領	七四〇,四〇〇	一九三六	* 二二,〇三〇,〇〇〇	...	三二
佛領印度支那	二,九七七	一九三五	五〇六,〇〇〇	...	一六七
其他	二〇〇,〇〇〇	一九三六	三,二二七,〇〇〇	...	一六
佛蘭西委任統治 域	二,六九七	一九三六	一三〇,四三〇	...	四八
伊太利屬領	〇・五	一九三六	七,六六一	...	一五,三三二
天津(租借地)	一,九〇四,三四六	一九三〇	六〇〇,七二七,二三三	...	三二
蘭領印度	二二,八一三	一九三五	一,一九九,七四五	...	五三
ホルトガル屬領	二九六,二九五	一九三五	一三,〇九六,四〇〇	...	四四
比律賓		一九三一—一九三五		...	
歐羅巴洲	二二,二六七,七二四	一九三三	一六五,七四八,四〇〇	...	八
ソウイェト聯邦	四,七六〇,四六五	一九三三	一二八,一二五,〇〇〇	...	二七
歐羅巴の部	四七〇,七一四	一九三七	六七,五八七,〇〇〇	...	一四四
獨逸				...	

(列國國勢要覽)

(C)